

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)

米ドルプランA

ご契約のしおり・約款

【引受保険会社】

日々、お客さまと
社会のために



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

生命保険のお手続きに関するお問い合わせ・ご相談について

生命保険のお手続きに関するお問い合わせ・ご相談につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等につきましても、当社カスタマーサービスセンターにすみやかにご連絡いただきますようお願いいたします。
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情につきましても、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

 <p>CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命</p>	<p>カスタマーサービスセンター</p>  <p>0120-60-1221</p> <p>受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)</p>
--	---

- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明 (50音順) P. 4

お知らせとお願い

- ・生命保険募集人について P. 8
- ・当社の組織形態について P. 8
- ・クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について P. 9
- ・個人情報のお取り扱いについて P.10
- ・支払査定時照会制度 P.12
- ・生命保険契約者保護機構 P.13
- ・金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ P.15
- ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い P.15
- ・「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い P.16
- ・「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い P.17

ご契約に際して

- ・申込手続きからご契約の成立まで P.18
- ・保険証券のご確認について P.18
- ・告知について P.19
- ・当社からの契約確認について P.19

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)

米ドルプランA の特徴としくみ

- ・この保険の特徴 P.20
- ・この保険のしくみ P.20
- ・積立金 P.23
- ・積立利率 P.23
- ・基準指標金利 P.23
- ・保険料円入金特約 P.24
- ・円支払特約(12) P.24
- ・年金円支払特約 P.25
- ・年金額分割払特約(20) P.26

年金・死亡一時金・死亡保険金のお支払い

- ・年金のお支払い P.27
- ・年金受取人 P.28
- ・死亡一時金のお支払い(年金支払開始日以後の保障) P.29
- ・死亡保険金のお支払い(年金支払開始日前の保障) P.30
- ・死亡保険金受取人 P.31
- ・保険金等をお支払いできない場合 P.32
- ・指定代理請求特約 P.34

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型) 米ドルプランA の
リスクおよびお客さまにご負担いただく費用

- ・この保険のリスクについて P.35
- ・お客さまにご負担いただく費用について P.35

解約・基本年金の一括支払

・解約	P.37
・解約払戻金額	P.37
・基本年金の一括支払	P.39
・基本年金の一括支払の支払額	P.40
・市場価格調整	P.42
・解約・基本年金の一括支払のご請求方法	P.44

契約内容の変更

.....	P.45
-------	------

年金・保険金等の請求手続

・年金の請求	P.46
・死亡保険金、死亡一時金の請求	P.47
・年金・保険金等のお支払期限について	P.48
・時効による請求権の消滅	P.48
・年金・保険金等のご請求に関して訴訟となった場合のお取り扱い	P.48

被保険者による保険契約者への解約の請求

.....	P.49
-------	------

死亡保険金受取人による保険契約の存続

・差押債権者、破産管財人等による解約について	P.49
・死亡保険金受取人による保険契約の存続について	P.49

国際制裁先に関する対応

.....	P.49
-------	------

各種手続のための請求書類

.....	P.50
-------	------

生命保険と税金

・外国通貨建て保険のお取り扱いについて	P.52
・生命保険料控除	P.52
・解約の差益にかかる税金	P.53
・基本年金にかかる税金	P.53
・介護加算年金にかかる税金	P.53
・死亡保険金・死亡一時金にかかる税金	P.53

参考 解約払戻金額・基本年金の一括支払の支払額 例表	P.54
----------------------------	------

主な保険用語のご説明 (50音順)

あ

一時払保険料相当額

保険契約の申込時にお払い込みいただくお金のことをいい、保険契約が成立した場合には一時払保険料に充当され、米ドル建ての基本保険金額となります。また、この保険では、被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合にお支払いするお金のことも一時払保険料相当額といい、米ドル建ての基本保険金額と同額となります。

か

介護加算付死亡時保証金額付有期年金

所定の期間、被保険者が生存している場合に限り年金をお支払いするしくみの年金種類を有期年金といいます。この保険における介護加算付死亡時保証金額付有期年金では、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているときに基本年金をお支払いし、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合に、介護加算年金を基本年金とあわせてお支払いします。また、被保険者が年金支払期間中の死亡時保証期間中に死亡した場合には、死亡一時金をお支払いします。

介護加算年金

被保険者が責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日までに公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合に、その認定の効力が生じた日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているときに基本年金とあわせてお支払いする年金のことです。

解約

年金支払開始日前に保険契約の効力を将来に向かって消滅させることをいいます。解約払戻金がある場合はこれを請求できます。

解約控除

所定期間内に保険契約を解約する場合に、契約日からの経過年数に応じて控除する費用のことです。

解約払戻金

保険契約が解約された場合等に保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

解約払戻金額

積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。

基本年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているときにお支払いする年金のことです。

基本年金一括支払控除

所定期間内に基本年金の一括支払をする場合に、契約日からの経過年数に応じて控除する費用のことです。

基本年金の一括支払

年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前に、残存死亡時保証期間の基本年金および死亡一時金のお支払いに代えて、一時金をお支払いすることをいいます。

基本年金の一括支払の支払額

基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となります。

基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額

残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額および死亡一時金のお支払いのために必要な額として当社の定める方法により計算した金額の合計額となります。この基準額は、第1回の介護加算年金の支払事由に該当した場合は、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が生じた日以後、第1回の介護加算年金の支払事由に該当していないご契約より増加します。なお、死亡一時金の判定に用いられる場合は、死亡時保証期間中の最終の年金支払日以後は、残存死亡時保証期間中の未払の基本年金はないため、残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額はありません。

基本年金の現価

残存死亡時保証期間の未払の基本年金を支払うために必要な現在のお金のことで、対象となる基本年金額についてご契約に適用されている積立利率等を基に計算します。この保険では、基本年金の一括支払の支払額の計算の際に、基本年金の一括支払の請求受付日における残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価を計算します。

基本保険金額

死亡保険金額および死亡時保証金額の基準となる額のことをいい、一時払保険料と同額となります。

契約応当日

保険契約締結後の保険期間に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。特に月単位の契約応当日というときは、各月ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

契約日

契約年齢や保険期間の計算の基準日のことをいい、この保険では、責任開始日を契約日とします。

告知義務

ご契約のお申し込みの際、保険契約者または被保険者に健康状態等について告知書(電子画面等に表示される方法を含みます。)で当社がたずねることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただく義務のことをいいます。

告知義務違反

告知いただくことがらについて、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実でないことを告知した場合、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

さ

市場価格調整

解約払戻金額または基本年金の一括支払の支払額を計算する際、市場金利に応じた運用資産の価格変動を反映させることをいいます。

指定代理請求人

年金受取人が基本年金・介護加算年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人の代理人として基本年金・介護加算年金を請求できるあらかじめ指定された人のことをいいます。

指定通貨

保険契約締結時にご指定いただく主契約における通貨のことをいいます。この保険の指定通貨は、米ドルとなります。

支払事由

基本年金、介護加算年金、死亡一時金および死亡保険金をお支払いする場合のことをいいます。この支払事由に該当した場合に、基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金をお支払いします。

死亡一時金

被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の死亡時保証期間中に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

死亡一時金額

被保険者が死亡した日における「死亡時保証金額からすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を差し引いた金額」または「基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額」のいずれか大きい額となります。

死亡時保証期間

年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときに死亡一時金をお支払いする期間のことをいい、年金支払開始日から、被保険者が生存していたときにお支払いする基本年金の合計額が初めて死亡時保証金額以上となる年金支払日の前日までの期間となります。

死亡時保証金額

死亡一時金をお支払いする際の基準となる額のことをいい、基本保険金額に保険契約締結時に当社所定の範囲内で保険契約者が指定した保証割合を乗じた額とします。この保険では、基本保険金額に100%を乗じた額(基本保険金額と同額)となります。

死亡保険金

責任開始期以後、年金支払開始日前に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

死亡保険金受取人

死亡保険金・死亡一時金を受け取る人のことをいいます。

死亡保険金額

被保険者が死亡した日における基本保険金額または解約払戻金額のいずれか大きい額となります。

主契約

普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

責任開始期(日)

当社が保険契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、この保険では、当社が一時払保険料(相当額)を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)となります。その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

責任準備金

保険会社が将来の年金および保険金等をお支払いするために積み立てるお金のことをいいます。

た

対顧客電信売相場(TTS)

銀行等で円を外貨に交換する時の一般的な為替レートです。

対顧客電信買相場(TTB)

銀行等で外貨を円に交換する時の一般的な為替レートです。

対顧客電信相場仲値(TTM)

TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のことをいいます。

積立金

将来の基本年金、介護加算年金、死亡一時金および死亡保険金をお支払いするために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、契約日における積立利率を適用して、経過した年月日数等により計算します。

積立利率

積立金に適用する利率のことをいい、所定の基準指標金利をもとに定められます。この保険では、契約日における積立利率が保険期間を通じて適用されます。

特約

主契約の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約と異なる特別な取り扱いをする目的で主契約に付加する契約のことをいいます。特約のみではご契約できません。

な

年金

被保険者が約款に定める年金の支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。この保険では、基本年金と介護加算年金を総称して「年金」といいます。

年金受取人

保険契約者が指定する年金を受け取る人のことをいいます。この保険の年金受取人は被保険者とします。

年金支払開始日

被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

年金支払期間

被保険者が生存しているときに基本年金をお支払いする期間のことをいいます。

年金支払日

年金支払開始日およびその後に来る年金支払期間中の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

年金証書

年金額や年金支払期間等についての詳細を具体的に記載したものです。

は

被保険者

その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

保険期間

当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険契約者

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

(例) 権利: 契約内容変更の請求権等、義務: 保険料支払義務等

保険証券

保険契約締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や年金支払開始日等、保険契約の内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日または毎年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。契約日からその日を含めて満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・と保険年度を定めます。

保険料

保険契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。この保険では、保険料の払込方法は一時払のみとします。

ま

免責事由

約款で定める保険金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金等をお支払いできません。

や

約款

ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

このご契約のしおりでいう「当社」とは、「クレディ・アグリコル生命保険株式会社」を指します。また、この保険では、保険契約者と被保険者(年金受取人)が同一人となる契約形態のみのお取り扱いとなります。

お知らせとお願い

生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、保険契約は有効に成立します。

2. 当社または募集代理店の生命保険募集人について

- ・当社または募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・契約成立後、内容の変更等を行う場合も、原則として当社の承諾が必要です。

当社の組織形態について

■ 当社の会社組織形態は株式会社です。

- ・保険会社の組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- ・株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

■ この保険はクーリング・オフ制度の対象商品です。

- ・ 申込者または保険契約者は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社Webサイトのお手続きメニューによりクーリング・オフをすることができます。(電話やファックスでのお申し出はできません。)
- ・ クーリング・オフを行った場合、お払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた一時払保険料を全額お返しします。「保険料円入金特約」を付加した場合は円建ての払込金額と同額をお返しします。)
- ・ したがって、「保険料円入金特約」を用いずに募集代理店等で円貨等を指定通貨(米ドル)に両替してお払い込みいただいた場合は、両替前の通貨ではなく指定通貨(米ドル)でお返しすることになります。なお、お返しした指定通貨(米ドル)を円貨等に換算したときに、為替差損等により、当初のご資金(元本)を下回るおそれがあります。
- ・ 外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には、お受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

■ クーリング・オフのお申し出方法は次の2つの方法があります。

<書面によるお申し出方法>

- ・ クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)より効力が生じますので、郵便により当社宛に送付してください。
- ・ 書面には次の事項をご記入ください。また、個人情報保護のため、必ず封書でご郵送ください。

【記載内容】

・書面送付先
 ・保険契約者(申込者)氏名(自署)
 ・保険契約者(申込者)フリガナ
 ・生年月日
 ・住所
 ・電話番号
 ・申込番号
 ・申込日
 ・一時払保険料の金額
 ・募集代理店
 ・クーリング・オフする旨の意思表示
 ・保険契約者(申込者)ご本人名義の返金先銀行口座

【記入例】(米ドルでお払い込みいただいた場合)

クレディ・アグリコル生命保険株式会社 行
 垂久里 太郎
 アグリ タロウ
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇-〇〇
 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 100,000米ドル
 〇〇〇〇〇銀行
 クーリング・オフを行います。
 〇〇銀行〇〇支店
 (外貨普通預金) 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
 口座名義 AGURI TARO

【書面送付先】

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
 クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

<当社Webサイトのお手続きメニューによるお申し出方法>

- ・ クーリング・オフは、当社Webサイトのトップページにあるお手続きメニュー「個人年金保険のクーリング・オフをご希望のみなさま」でのお手続き完了時(お手続き完了画面が表示されます。)より効力が生じますので、下記Webサイトからお手続きください。

クレディ・アグリコル生命 Webサイト <https://www.ca-life.jp/>

- ・ お手続き画面では、上記の書面によるお申し出の際の記載事項と同項目をご入力いただきます。
- ※クーリング・オフの書面の投函または当社Webサイトでのお手続き完了と行き違いに保険証券が到着した場合は、クーリング・オフ手続き完了のご案内に同封の返信用封筒で保険証券をご返送ください。

クーリング・オフに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

個人情報のお取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報(要配慮個人情報及びセンシティブ情報を含みます。以下同じ。)、特定個人情報等(個人番号と特定個人情報を意味します。以下同じ)の保護を重要な問題として捉え、以下の方針に基づいて、正確性と機密性の保持、及び適切な利用に努めています。

1. 利用目的

(1)当社は、個人情報について、必要に応じ、以下の目的で利用いたします。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・再保険のために必要な情報の再保険会社(日本国外にある者が含まれる場合があります)への提供
- ・その他保険に関連・付随する業務

なお、個人情報の保護に関する法律に定める病歴や健康診断等の結果などの要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(センシティブ情報)については、法令等で、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されており、この目的以外では利用しません。

(2)当社は、特定個人情報等について、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

- ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
- ・報酬・料金等の支払調書の作成・提出に関する事務
- ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

2. 情報の種類

当社は、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、保険契約や融資契約の締結または維持管理に必要な情報(健康状態・職業等)を取得いたします。また、商品・サービスの提供に関して必要な情報(特定個人情報等を含む)を収集させていただくことがあります。

3. 取得の方法

当社は、法令等に従い、適正かつ公平な方法により個人情報及び特定個人情報等を取得します。

<主な取得方法>

保険契約申込書・告知書、アンケート、インターネット、電話、面談等。なお、特定個人情報等については、所定の申告書等により取得します。

- ①当社に電話でお申し出いただいた場合には、迅速かつ適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただきます場合があります。
- ②当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間で閲覧いただいたか等の情報を取得しています。

4. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客様の個人情報及び特定個人情報等の正確性、最新性及び適切な内容を維持するよう努めます。

また、当社はおお客様の個人情報及び特定個人情報等を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

業務委託にあたっては、委託先において情報管理に関する従業員の監督のための措置がとられていることを確認する等、委託先の総合的な安全性を確認します。

5. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ提供いたしません。なお、特定個人情報等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます。)に定める場合を除き、第三者へ提供することはいたしません。

(ア)お客様の同意がある場合(なお、お客様の同意に基づいて、再保険のために必要な情報を再保険会社に提供する場合を含みます。このとき、日本国外にある者に対して個人情報が移転される可能性があります。)

(イ)法令に基づく場合

- (ウ)人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
- (エ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
- (オ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (カ)守秘義務契約を締結した第三者(日本国外にある者が含まれる場合があります)に業務委託を行うとき
- (キ)お客様の情報を、一般社団法人生命保険協会に登録する等、生命保険制度の健全な運営に必要な場合、もしくは、当社ホームページ上で公表している関連会社等が、お客様に対して商品・サービスのご案内、ご提供のために必要な範囲で共同利用する場合

6. 保有個人データの利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等

当社はお客様の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示若しくは第三者提供記録の開示(開示等)、訂正・追加・削除(追加等)、又は利用の停止若しくは削除(利用停止等)のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等をいたします。

<受付方法>

「当社の個人情報に関する窓口」(カスタマーサービスセンター)までお知らせください。

<開示等手数料>

保有個人データの開示及び利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。手数料額については上記窓口までお問い合わせください。

7. 苦情等対応窓口

当社は、当社が保有する個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客様からの苦情等に誠実に対応します。

8. 個人情報保護規程等の制定

当社は、本方針を実施するために個人情報保護規程等を定め、すべての個人情報及び特定個人情報等について適切な利用に努めます。

9. 安全管理措置

当社は、関係法令及びガイドラインの遵守、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理を目的として、各種規程を整備し、以下の安全管理措置を講じております。

- (1)当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの物理的・技術的な安全管理のために、適正な情報セキュリティを構築し、必要かつ適切な対策を講じております。
- (2)当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法や社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。
- (3)当社は、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理するために、当社の役員及び従業員に対して、本方針及び個人情報保護規程等に関する教育・研修を継続的かつ定期的に実施します。
- (4)当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- (5)当社は、個人データの管理をシンガポールのサーバー上でも保管しています。当社は、シンガポールの個人情報保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しております。

10. 法令の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律、番号法等の関係法令・ガイドラインを遵守し、個人情報及び特定個人情報等の保護に努めるとともに、本方針の継続的改善に努めてまいります。

※当社は個人情報保護方針(プライバシーポリシー)をWebサイト(<https://www.ca-life.jp/>)にて公表しております。個人情報保護方針は、適切な個人情報保護のため、環境の変化を踏まえ、適宜変更する場合がありますが、変更後の内容は当社Webサイトにて公表いたします。

個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

支払査定時照会制度

■ 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次項の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- ・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は次項の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)から(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
 - (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - (オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

<相互照会事項>

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社Webサイトの「支払査定時照会制度」(<https://www.ca-life.jp/legal/assessment.html>)をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

■ 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の概要は、次のとおりです。

- ・ 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・ 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定*1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約*2を除き、責任準備金等*3の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。*4)
- ・ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。)

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

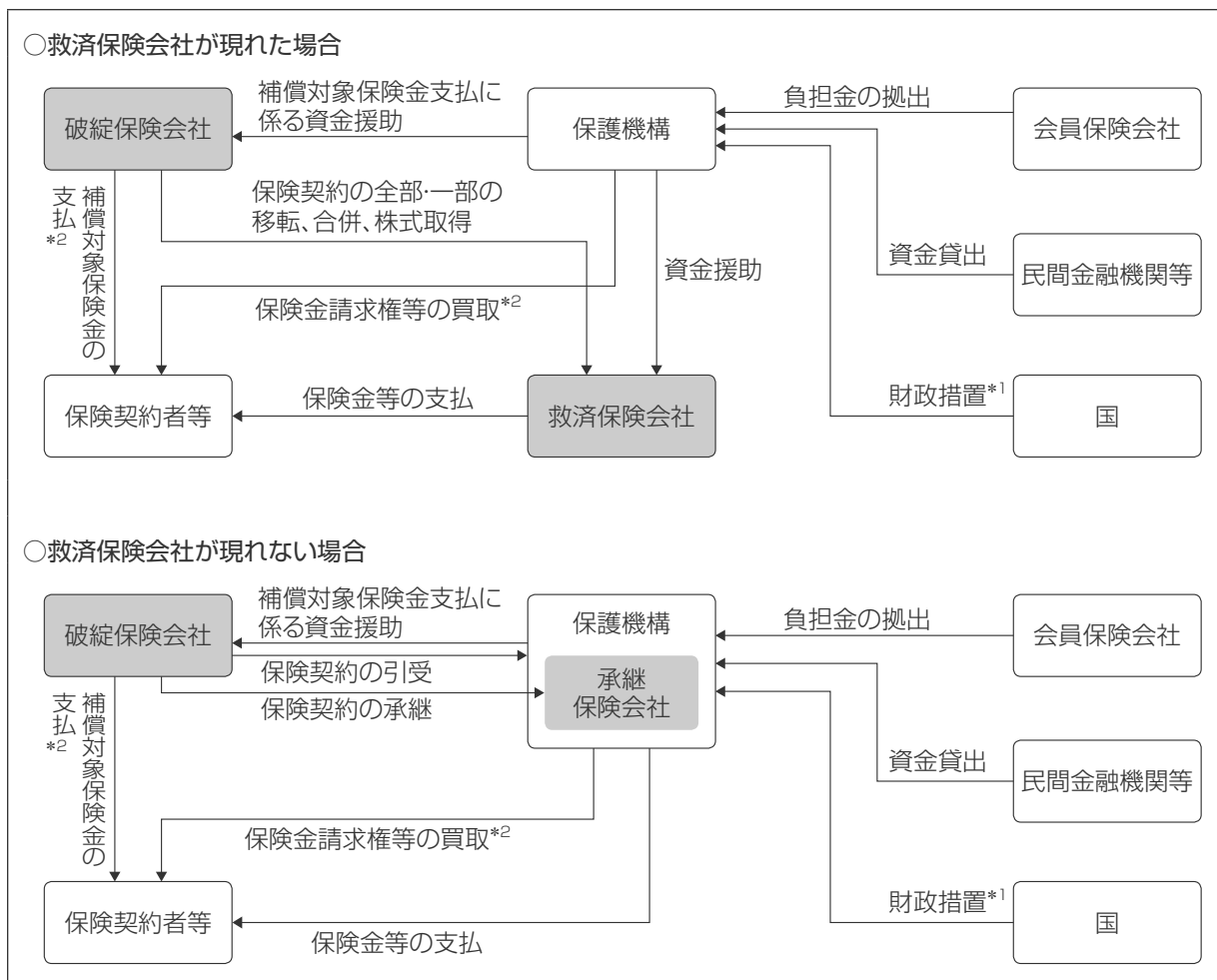
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

*4 変額個人年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ 仕組みの概略図



*1 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ*2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年1月末現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

◇生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 電話番号：03-3286-2820
 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（一般投資家）」として取り扱うようお願いし出いただくことができます。

お手続き方法や制度の詳細については、当社Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)をご参照いただくか、または、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

2024年1月末現在

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容、お取引を行う目的等の確認を行っております。これは、お客さまとのお取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。

FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明*1に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

*1 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

○FATCAの確認手続きとは？

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国民、米国居住者)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- 当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類*2をご提示またはご提出いただく場合があります。

*2 運転免許証 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「W-9兼米国歳入庁への報告に関する同意書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる米国納税義務者とは？

以下の個人のお客さまが対象となります。

- ◆特定米国人
 - ・米国民
 - ・米国居住者*3

*3 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

○FATCAの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、死亡保険金、年金の支払等の取引発生時
- 米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人」に該当することとなった場合は、90日以内に上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは保険金請求時において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。

「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い

2017年1月から、「CRS(共通報告基準)」による確認手続きが開始されています。

CRSとは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防ぐ目的で、OECD(経済協力開発機構)が公表した、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する^{*1}ための国際基準です。日本を含む各国がその実施を約束しました。

これを受けて日本では「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税の特例等に関する法律(以下「実特法」)が改正され、日本の生命保険会社はお客さまが生命保険契約の取引等をする際、税制上の居住地を確認し、日本のみの居住地ではない場合には、所轄税務署長宛にご契約情報や納税情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

^{*1} 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等に保有される日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

CRSにおけるお客さまへの確認手続きについて

○CRSの確認手続きとは？

当社は、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- 当社所定の書面等により、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、各種証明書類^{*2}をご提示またはご提出いただく場合があります。

^{*2} 運転免許証 など

なお、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)である場合、上記に加えて、「CRS(共通報告基準)による届出書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、居住地国名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる税制上の海外居住者とは？

以下の個人のお客さまが対象となります。

- ◆ 居住地国が報告対象国^{*3}にあたる者

^{*3} CRS(共通報告基準)への賛同および離脱は流動的なものであるため、国税庁ホームページにてご確認くださいませようをお願いいたします。

○CRSの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、年金の支払等の取引発生時
- 海外への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡航等の環境の変化等によって、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)に該当することとなった場合または居住地国に異動が生じた場合(帰国により日本のみの居住となった場合を含む)は、該当する日から3月を経過する日までに上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは年金請求時において、確認手続きに応じていただけない、虚偽報告があった等の場合には、実特法に基づき、6か月以上の懲役または50万円以下の罰金となります。正確なお手続きをお願いいたします。

CRSに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、CRS上の目的のみに使用します。

ご契約に際して

申込手続きからご契約の成立まで

1. ご契約の成立

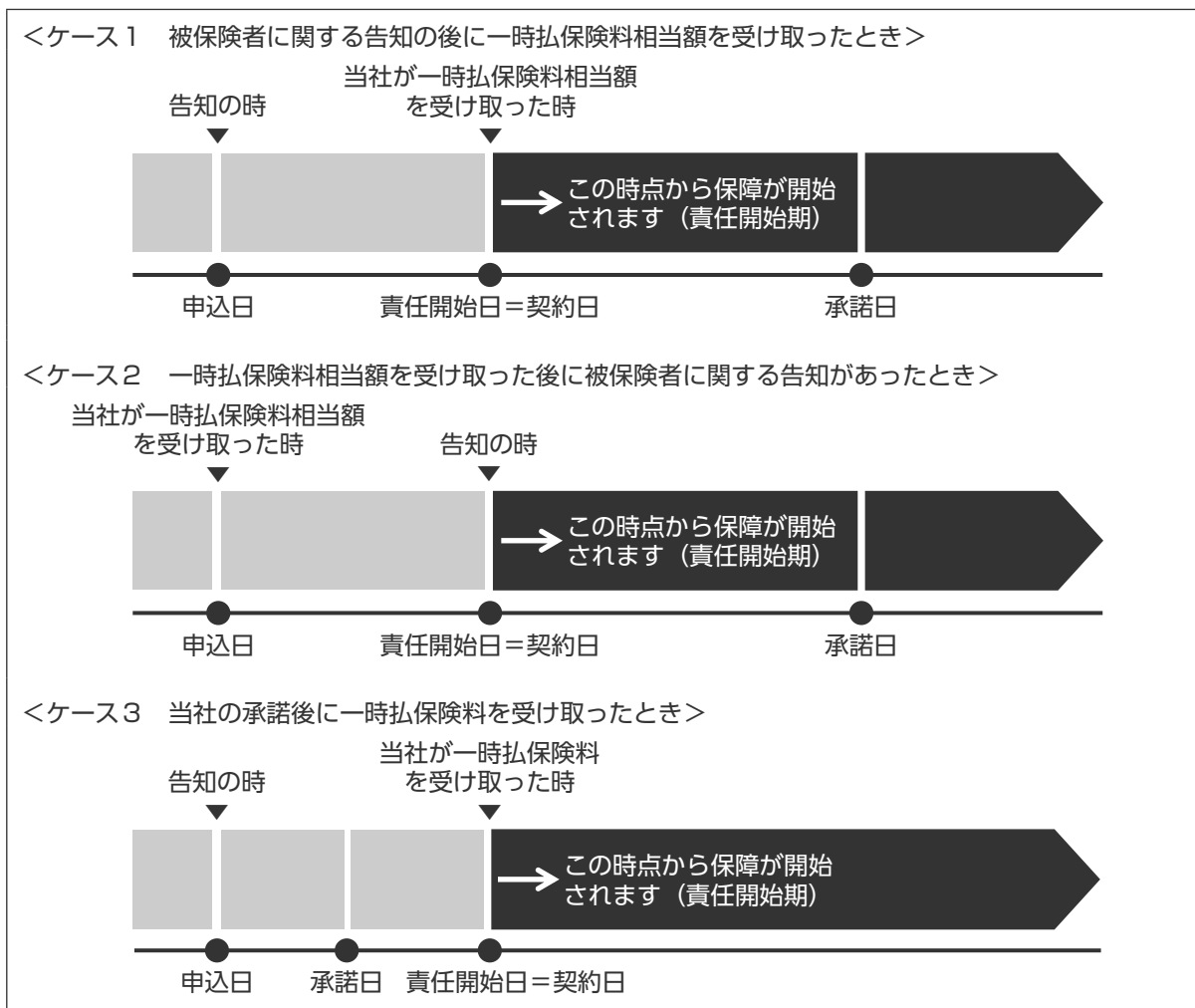
- ご契約は、保険契約のお申し込みを当社が承諾した場合に成立します。

2. 責任開始期

- お申し込みいただいた保険契約を当社がお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料(相当額)を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から保障を開始します。

3. 契約日

- この保険では、当社の責任開始日を契約日とします。



保険証券のご確認について

- お申し込みが承諾されご契約が成立しますと、当社は保険証券を保険契約者にお送りします。お申し込みの際の内容と相違していないか、ご確認ください。万一、お申し込みの内容と相違していたり、ご不明な点がある場合は、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

告知について

■ この保険のご契約に際しては、保険契約者または被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。ご契約をお引き受けするかどうかを決めるために当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、健康状態等について告知書(電子画面等に表示される方法を含みます。)で当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ・告知受領権は生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知を受領する権限がなく、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■ 正しく告知されない場合のデメリット(告知義務違反)

- ・告知いただくことがらは、告知書(電子画面等に表示される方法を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあり、保険金等をお支払いできないことがあります。
- ・責任開始日から2年を経過していても、2年以内に死亡保険金の支払事由が発生していた場合、2年以内に被保険者が解除の原因となる事実に基づいて公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ・ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。(ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります。)この場合、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は当社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金額(年金支払開始日以後は、基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額)*を保険契約者にお支払いします。
- ・当社がご契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったときまたは当社が解除の原因があることを知った日からその日を含めて1か月を経過したときは、当社はご契約を解除することはできません。
- ・告知にあたり、募集代理店の担当者(生命保険募集人)が、解除の原因となる事実について、告知することを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者(生命保険募集人)のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。
- ・告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、
 - －告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
 - －すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

*ただし、その日における積立金額(年金支払開始日以後は、基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額)を上限とします。

※解約払戻金額および基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額についてくわしくはP37「解約・基本年金の一括支払」をご覧ください。

※告知を行うにあたり、ご不明点がある場合は、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

当社からの契約確認について

- ・当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申し込みの際やご契約成立後に、申込内容等について確認させていただくことがあります。
- ・契約確認は保険金等の請求の際にも行われることがあります。

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型) 米ドルプランA の特徴としくみ

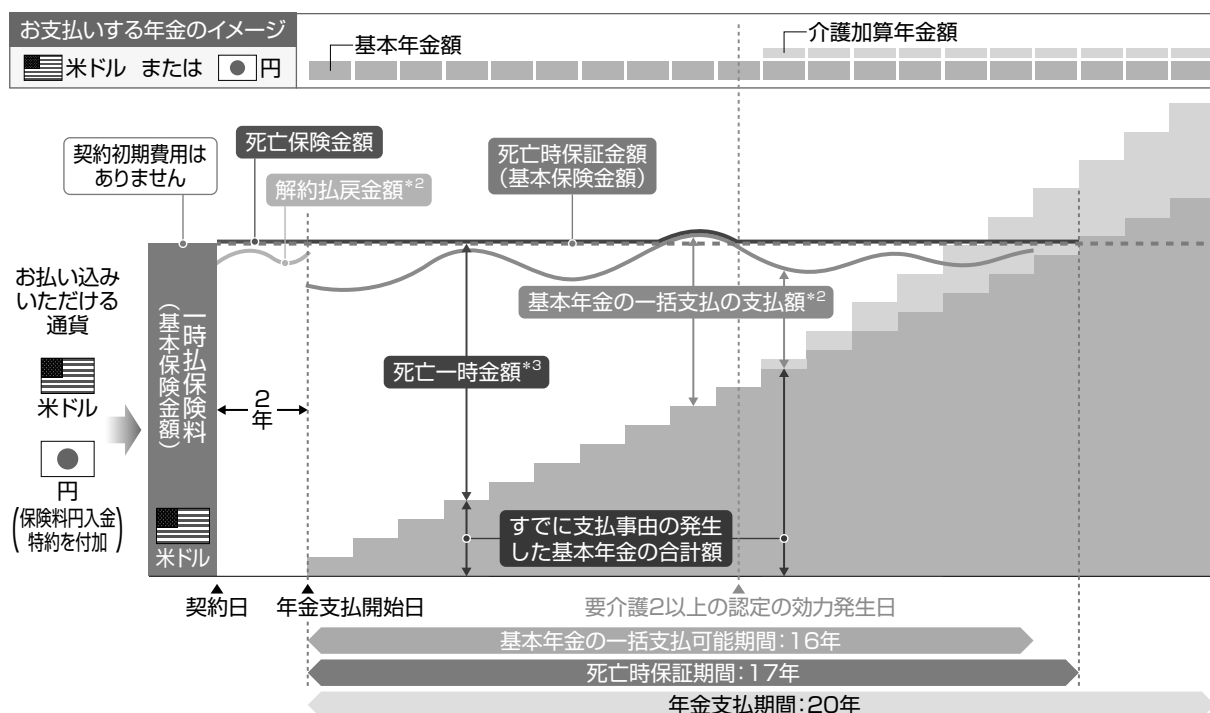
この保険の特徴

- この保険は、契約時に年金額が確定する保険料一時払の米ドル建ての個人年金保険(生命保険)です。
- 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存している限り基本年金をお支払いし、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合は介護加算年金を基本年金とあわせてお支払いします。
- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、死亡保険金をお支払いし、年金支払期間中の死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金をお支払いします。

※普通保険約款では、年金支払開始日以後の死亡保障(死亡一時金を支払う際に基準となる死亡時保証金額の保証割合)を基本保険金額(一時払保険料)より低くして年金額を大きくする生存保障重視のしくみがありますが、この保険では、保証割合を基本保険金額の100%とするお取り扱いとなります。

この保険のしくみ

<イメージ図> (年金支払期間20年、基本年金を10回お支払い後、11回目の年金支払日に第1回の介護加算年金の支払事由*1に該当し、年金支払期間を通じて被保険者が生存している場合)



*1 第1回の介護加算年金の支払事由についてくわしくはP27をご覧ください。

*2 解約払戻金額、基本年金の一括支払の支払額の計算の際は、市場価格調整および契約日からの経過年数によっては解約控除、基本年金一括支払控除が適用されます。くわしくはP37「解約・基本年金の一括支払」をご覧ください。

*3 死亡一時金額についてくわしくはP29をご覧ください。

※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額、死亡保険金額、年金額等を保証するものではありません。解約払戻金額および基本年金の一括支払の支払額の波線の動きは、市場価格調整による変動のイメージを示しています。なお、上図は米ドル建てのお支払い例であり、円でお支払いする場合の為替相場の変動による影響は考慮していません。

<イメージ図で使用する主な用語のご説明>

用語	ご説明
基本保険金額	死亡保険金額および死亡時保証金額の基準となる額のことをいい、一時払保険料と同額となります。
死亡保険金額	責任開始日以後、年金支払開始日前に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金を死亡保険金といいます。死亡保険金額は、被保険者が死亡した日における基本保険金額または解約払戻金額のいずれか大きい額となります。
解約払戻金額	積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。
基本年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているときにお支払いする年金のことをいいます。
年金支払期間	被保険者が生存しているときに基本年金をお支払いする期間のことをいいます。
介護加算年金	被保険者が責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日までに公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合に、その認定の効力が生じた日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているときに基本年金とあわせてお支払いする年金のことをいいます。
死亡一時金額	被保険者が死亡時保証期間中に死亡した場合にお支払いするお金を死亡一時金といいます。死亡一時金額は、被保険者が死亡した日における「死亡時保証金額からすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を差し引いた金額」または「基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額」のいずれか大きい額となります。
死亡時保証期間	年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときに死亡一時金をお支払いする期間のことをいい、年金支払開始日から、被保険者が生存していたときにお支払いする基本年金の合計額が初めて死亡時保証金額以上となる年金支払日の前日までの期間となります。
死亡時保証金額	死亡一時金をお支払いする際の基準となる額のことをいい、基本保険金額に100%を乗じた額(基本保険金額と同額)となります。
基本年金の一括支払の支払額	年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前(基本年金の一括支払可能期間)に、残存死亡時保証期間の基本年金および死亡一時金のお支払いに代えてお支払いする一時金のごとで、基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となります。

1. この保険は、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存している限り年金をお支払いし(有期年金)、要介護2以上と認定された場合は、その認定の効力が生じた日以後の年金支払日にお支払いする年金額が1.5倍(基本年金額+介護加算年金額)となります

- この保険の年金の種類は介護加算付死亡時保証金額付有期年金で、お支払いする年金は、基本年金および介護加算年金となります。
- 基本年金額および介護加算年金額(基本年金額に50%を乗じた額)は基本保険金額、契約日の積立利率、被保険者の契約年齢・性別、年金支払期間(20年または30年)に基づき計算します。(契約日に米ドル建てで確定します。)
- 積立利率は当社の定める基準指標金利に基づき設定し、契約日における積立利率が保険期間を通じて適用されます。
- 死亡時保証期間中の最終の年金支払日前に、残存死亡時保証期間の基本年金および死亡一時金のお支払いに代えて、一時金をお支払いすること(基本年金の一括支払)ができます。

※積立金および積立利率については、P23をご覧ください。

※基本年金の一括支払についてくわしくはP39をご覧ください。

2. 死亡保障について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は米ドル建ての一時払保険料(基本保険金額)を下回ることはありません。
- 年金支払開始日以後、死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金をお支払いします。この保険の死亡時保証金額は基本保険金額と同額になるため、「死亡一時金額とすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を合計した金額」は米ドル建ての一時払保険料(基本保険金額)を下回ることはありません。



- ・基本年金の一括支払後の死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金のお支払いはありません。この場合、ご契約は消滅します。
- ・死亡時保証期間経過後の年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金のお支払いはありません。この場合、ご契約は消滅します。

3. この保険の指定通貨は米ドルです

- ・一時払保険料のお払い込みや、基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、解約払戻金等のお支払い等、この保険の金銭の授受は、すべて米ドルで行います。

※「保険料円入金特約」、「円支払特約(12)」または「年金円支払特約」を付加することにより、円で金銭の授受を行うことができます。



- ・米ドル建ての「死亡保険金額」、「死亡一時金額とすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を合計した金額」は、米ドル建ての一時払保険料を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円換算した「死亡保険金額」、「死亡一時金額とすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を合計した金額」は、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4. その他

- ・この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- ・この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立金

- 積立金とは、将来の基本年金、介護加算年金、死亡一時金および死亡保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、契約日における積立利率を適用して、経過した年月日数等により計算します。

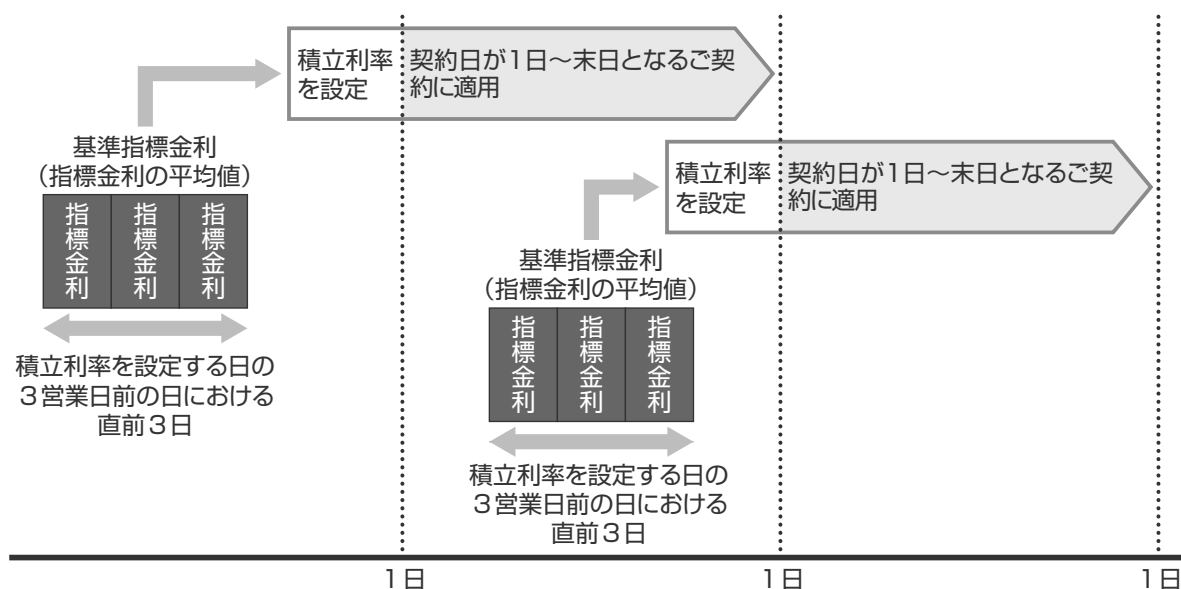
積立利率

- 積立利率は、毎月1回(1日)設定されます。
- 契約日における積立利率が保険期間を通じて適用されます。
- ・ 積立利率は、当社が定める基準指標金利に基づき、次の算式により計算します。

$$\text{積立利率} = \text{基準指標金利} + (-1.0\% \sim +1.0\%) - \text{保険関係費率*}$$

* 保険関係費率とは、ご契約の締結・維持等に必要費用および死亡保障に必要な費用等の率のことをいいます。

<積立利率の設定と適用の流れのイメージ図>



- ・ ご契約に適用される積立利率は、契約日により定まります。そのため、契約日が申込日の翌月となった場合、申込日における積立利率と契約日における積立利率が異なることがあり、例えば、契約日における積立利率により計算した年金額が申込日における積立利率により計算した年金額を下回ることがあります。
- ・ 契約日について詳しくはP18をご覧ください。

基準指標金利

- 基準指標金利は、指定通貨(米ドル)に応じた指標金利の当社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日(当社が指標金利を取得する3日に限ります。)における平均値となります。
- 指標金利は、契約日における当社の定める残存年数(年金支払期間別)に応じた米国債流通利回り*1となります。この場合、該当する年限がないときは、線形補間により算出するものとします。
- ・ 契約日における残存年数は、次の算式により計算します。(1年未満の端数日があるときは、切り上げ。)*2

$$\text{契約日における残存年数} = \text{契約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの年数 (2年)} + \frac{\text{年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数}}{2}$$

*1 流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りのことです。

*2 年金支払期間が20年の場合、11.5年(2年+{(20-1)÷2}年)を切り上げて、契約日における当社の定める残存年数は12年となります。年金支払期間が30年の場合、16.5年(2年+{(30-1)÷2}年)を切り上げて、契約日における当社の定める残存年数は17年となります。

※最新の積立利率および基準指標金利については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせいただくか、または、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認ください。

※上記の指標金利を積立利率の計算に用いることが適切でなくなったと当社が認めた場合(将来の運用情勢の変化により指標金利が算出されなくなったとき等)には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

保険料円入金特約

■ 米ドル建ての一時払保険料を円でお払い込みいただくことができます。

- ・ 保険契約締結の際、保険契約者のお申し出により付加することができます。
- ・ 円建ての払込金額の米ドル建ての一時払保険料への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。

保険料円入金特約の為替レート	換算基準日
TTM+50銭	当社が一時払保険料(相当額)を受け取った日

※為替レートは、2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。

※取扱金融機関によっては、この特約をお取り扱いしないことがあります。

円支払特約(12)

■ 米ドル建ての解約払戻金、死亡保険金等を円によりお支払いすることができます。

- ・ 解約払戻金、死亡保険金、基本年金の一括支払、死亡一時金または一時払保険料相当額^{*1}の請求の際、その受取人のお申し出により付加することができます。
- ・ この特約によるお支払いする金額の円への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。

円支払特約(12)の 為替レート	お支払いする金額	換算基準日
TTM-1銭	解約払戻金額	解約日
	死亡保険金額、死亡一時金額、 一時払保険料相当額 ^{*1}	請求書類を当社が受け付けた日 ^{*2}
	基本年金の一括支払の支払額	年金支払開始日または請求書類を当社が受け付けた日 ^{*2} のいずれか遅い日

*1 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合にお支払いする米ドル建ての一時払保険料相当額のことです。くわしくはP28をご覧ください。

*2 書類に不備がある場合は完備した日。

※為替レートは、2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日(その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

※将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、当社は、為替レートの下限を変更することがあります。この場合、保険契約者にその旨を通知します。

※この特約の内容については付加日における規定によるため、上記と異なる場合があります。また、将来当社がこの特約を扱っていないときなど、この特約を付加することができない場合もあります。



注意

- ・年金については、この特約のお取り扱いはありません。年金円支払特約によるお取り扱いとなります。
- ・この特約を適用して米ドル建ての将来お支払いする年金の原資となる額を年金支払開始時に一括して円に交換するお取り扱いはありません。
- ・「保険料円入金特約」を適用して一時払保険料を円でお支払いいただいた場合、米ドル建ての一時払保険料相当額をこの特約を適用して円に換算したときに、為替差損等により、当初のご資金(元本)を下回るおそれがあります。

年金円支払特約

■ 米ドル建ての年金額を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。

- ・基本年金および介護加算年金の請求の際、年金受取人のお申し出により付加することができます。
- ・米ドル建ての基本年金および介護加算年金の円への換算については、下記の換算基準日における為替レートを適用します。(各年の年金支払時の為替レートが各年の年金額に適用されます。)

年金円支払特約の為替レート	換算基準日
TTM-1 銭	年金支払日または請求書類を当社が受け付けた日*のいずれか遅い日

* 書類に不備がある場合は完備した日。

※為替レートは、2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日(その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

※将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、当社は、為替レートの下限を変更することがあります。この場合、保険契約者にその旨を通知します。

※この特約の内容については付加日における規定によるため、上記と異なる場合があります。また、将来当社がこの特約を扱っていないときなど、この特約を付加することができない場合もあります。



注意

- ・介護加算年金を基本年金とあわせてお支払いする場合、基本年金と介護加算年金のいずれかだけにこの特約を適用して円でお支払いするお取扱いはできません。

年金額分割払特約(20)

■ 米ドル建ての年金額を円に換算し、その額を分割してお支払いすることができます。

- ・年金円支払特約が付加された場合に限り、年金受取人のお申し出により付加することができます(円でのお支払いに限りです)。
- ・次のいずれかの方法により米ドル建ての年金額の円換算額を分割してお支払いします。ただし、分割後の金額が10万円に満たない場合は、その保険年度の年金については分割払はお取り扱いしません。

(1)年金支払日および年金支払日の3か月単位の応当日*にお支払いする方法(年4回)

(2)年金支払日および年金支払日の半年単位の応当日*にお支払いする方法(年2回)

* 応当日のない場合は、その月の末日とします。

※死亡一時金をお支払いする場合において、被保険者の死亡した日の属する保険年度の年金の円換算額を分割した額に未支払分があるときは、その未支払分も死亡一時金とあわせてお支払いします。

※基本年金の一括支払の請求があった場合において、その請求日が属する保険年度の基本年金の円換算額を分割した額に未支払分があるときは、その未支払分も基本年金の一括支払の支払額とあわせてお支払いします。(介護加算年金は、一括支払のお取り扱いはありません。そのため、介護加算年金に対応する部分があるときのその保険年度の介護加算年金の未支払分については、そのまま分割してお支払いします。)

※この特約の内容については付加日における規定によるため、上記と異なる場合があります。また、将来当社がこの特約を扱っていないときなど、この特約を付加することができない場合もあります。



- ・この特約を付加した場合、年金円支払特約があわせて付加されます。米ドル建てのまま年金額を分割してお支払いすることはできません。
- ・お支払いする年金について、この特約によりお取り扱いする場合に、毎保険年度の米ドル建ての年金額を年金円支払特約により年金支払時の為替レートで円換算します。その円換算した金額に基づき分割後の金額を計算し、その額が10万円以上となる必要があります。この基準を満たした場合の年金は分割払でのお取り扱いとなり、満たさない場合の年金については分割払のお取り扱いはできません。(分割払でのお取り扱いができない場合には、年金円支払特約により円換算した金額を一時金でお支払いします。)

年金・死亡一時金・死亡保険金のお支払い

年金のお支払い

1. 年金種類とお支払いする年金

- この保険の年金種類は介護加算付死亡時保証金額付有期年金で、お支払いする年金は基本年金(年金支払期間:20年・30年のいずれか)および介護加算年金となります。

2. 年金額

- 基本年金額は、基本保険金額、契約日の積立利率、被保険者の契約年齢・性別、年金支払期間に基づき計算します。
- 介護加算年金額は、基本年金額に50%を乗じた額となります。



・ご契約時に定めた年金支払期間は、ご契約後に変更することはできません。
 ・年金を米ドルでお支払いする場合、米ドル受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が年金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

3. 年金をお支払いする場合

- 年金支払期間中に、被保険者が次の支払事由のうち、基本年金の支払事由に該当した場合は基本年金を年金受取人にお支払いし、介護加算年金の支払事由に該当した場合は介護加算年金を基本年金とあわせてお支払いします。ただし、介護加算年金については、免責事由に該当するときは、お支払いしません。

名称	支払事由		免責事由*5
基本年金	第1回の基本年金	被保険者が年金支払開始日に生存しているとき	—
	第2回以後の基本年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	
介護加算年金	第1回の介護加算年金	被保険者が次のいずれにも該当したとき*1 ①責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日までに公的介護保険制度*2による要介護認定を受け、要介護2以上の状態*3に該当していると認定されたこと*4 ②年金支払期間中の年金支払日に生存していること	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存 ④戦争その他の変乱
	第2回以後の介護加算年金	第1回の介護加算年金が支払われた場合で、被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	

*1 被保険者が第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当し、その該当した日以後最初に到来する年金支払日(第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当した日が年金支払日である場合、その年金支払日を含みます。)に被保険者が生存しているときに、第1回の介護加算年金の支払事由が生じます。

*2 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

*3 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

*4 介護保険法では、要介護認定の効力は申請日にさかのぼって生じると定められており、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じた日を第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当したときとします(認定日ではありません)。なお、要介護認定の更新の場合は、更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日にその効力を生じると定められています(申請日、認定日ではありません)。

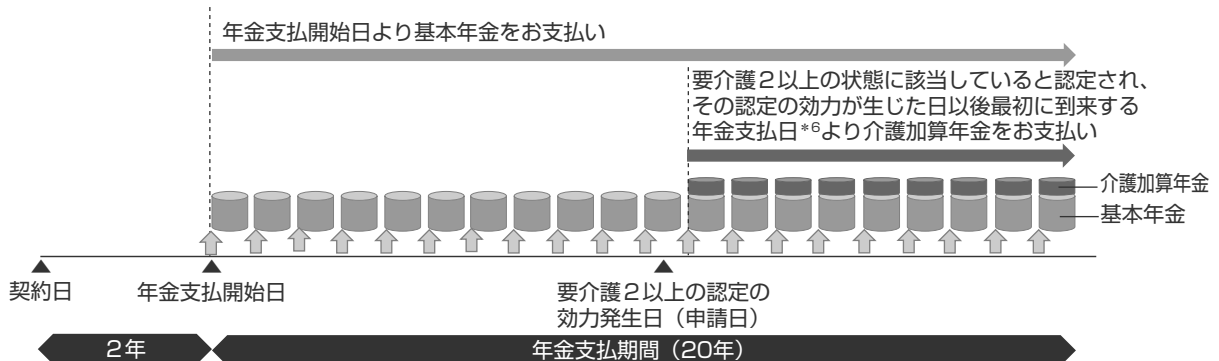
*5 免責事由に該当した場合についてくわしくはP32「保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

※要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合等、お支払いできない場合についてくわしくはP32「保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

※公的介護保険制度等の改正が行われた場合で、その改正内容がこの保険の介護加算年金の支払事由に影響を及ぼすと当社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって介護加算年金の支払事由を変更することがあります。この場合、当社は、支払事由を変更する日の2か月前までに保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にその旨を通知します。

<年金のお支払いイメージ図>

(年金支払期間20年、介護加算年金の支払事由に該当し、年金支払期間の最終の年金支払日に生存している場合・要介護2以上の認定の効力が申請日に生じた場合の例)



※6 年金支払日に要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が生じた場合は、その年金支払日を含みます。

※要介護2以上の認定の効力発生日(申請日)が年金支払期間の最終の年金支払日の翌日以後である場合は介護加算年金のお支払いはありません。

※第1回の介護加算年金のお支払いに際し、要介護2以上の認定の効力発生日(申請日)と認定日との間に年金支払日が挟まれる関係の場合、その介護加算年金は、当社にてご提出いただいた請求書類の内容を確認し、保険契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。



- ・介護加算年金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- ・年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には保険契約が消滅するため、死亡した日の翌日以後の基本年金および介護加算年金のお支払いはありません。

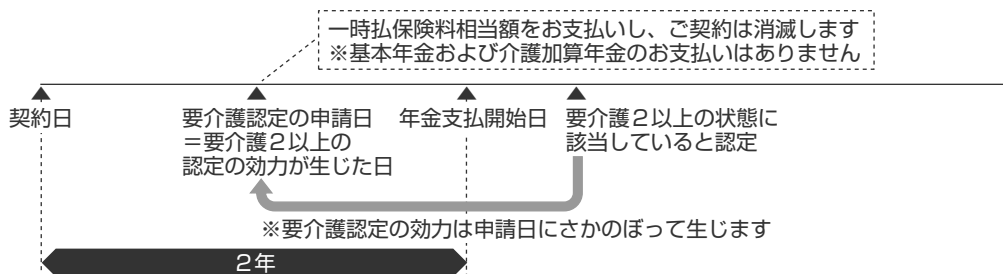
- 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合、米ドル建ての一時払保険料相当額(その認定の効力が生じた日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金額を下回るときは、解約払戻金額)*7を保険契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。

※7 保険料円入金特約により米ドル建ての一時払保険料を円でお払い込みいただいたご契約についても、その円によるお払い込み金額ではなく、米ドル建ての金額となります。

※このお取り扱いにおいて、すでに基本年金をお支払いしていたときは、当社はその返還を請求します。

<年金支払開始日前に一時払保険料相当額をお支払いしてご契約が消滅する場合について(イメージ)>

※年金支払開始日以後に認定された要介護認定の効力が年金支払開始日前に生じた場合の例



年金受取人

- この保険の年金受取人は、被保険者となります。(年金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。)

死亡一時金のお支払い(年金支払開始日以後の保障)

1. 死亡一時金をお支払いする場合

- 被保険者が次の支払事由に該当した場合は、死亡保険金受取人に死亡一時金をお支払いします。ただし、免責事由に該当するときは、お支払いしません。

名称	支払事由	免責事由*
死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の死亡時保証期間中に死亡したとき	被保険者が死亡保険金受取人の故意により死亡したとき

*免責事由に該当した場合の詳細、その他お支払いできない場合についてくわしくはP32「保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。



- 基本年金の一括支払後の死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金のお支払いはありません。この場合、ご契約は消滅します。
- 死亡時保証期間経過後の年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金のお支払いはありません。この場合、ご契約は消滅します。

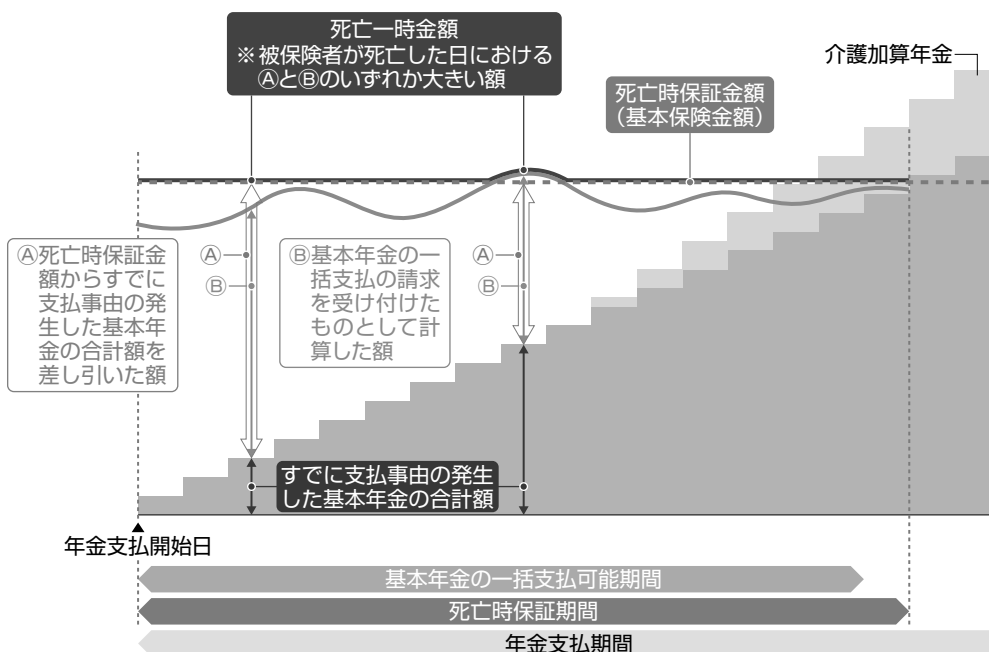
2. 死亡一時金額

- お支払いする死亡一時金の額は、被保険者が死亡した日の次のいずれか大きい額とします。
 - 死亡時保証金額からすでに支払事由の発生した基本年金の合計額*1を差し引いた額
 - 基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額*2

*1すでに支払事由の発生した介護加算年金の合計額は含まれません。

*2くわしくはP40「基本年金の一括支払の支払額」をご覧ください。

<死亡一時金額のイメージ図>



- 死亡一時金を米ドルでお支払いする場合、米ドル受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が死亡一時金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

死亡保険金のお支払い(年金支払開始日前の保障)

1. 死亡保険金をお支払いする場合

- ・被保険者が次の支払事由に該当した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。ただし、免責事由に該当するときは、お支払いしません。

名称	支払事由	免責事由*
死亡保険金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき ①責任開始日からその日を含めて2年以内の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱

*免責事由に該当した場合の詳細、その他お支払いできない場合についてくわしくはP32「保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

※責任開始日前または年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金をお支払いできません。

2. 死亡保険金額

- ・お支払いする死亡保険金の額は、被保険者が死亡した日の基本保険金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額とします。

*解約払戻金額についてくわしくはP37をご覧ください。



・死亡保険金を米ドルでお支払いする場合、米ドル受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が死亡保険金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

死亡保険金受取人

■ 保険契約者に死亡保険金受取人をご指定いただきます。

- ・死亡保険金または死亡一時金は、保険契約者が被保険者の同意を得て指定した死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・死亡保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取割合を指定してください。

■ 死亡保険金受取人が死亡した場合は、新たな受取人をご指定いただきます。

- ・死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに当社へご連絡ください。保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ・死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新しい死亡保険金受取人となります。なお、死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

保険契約者・被保険者：Aさん
死亡保険金受取人：Bさん

・Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさん(保険契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

- ・保険契約者または年金受取人は、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・保険契約者または年金受取人は、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者または年金受取人が死亡した後、保険契約者または年金受取人の相続人から当社へご通知ください。遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡一時金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡一時金の請求を受けても、当社は死亡保険金または死亡一時金をお支払いしません。

保険金等をお支払いできない場合

1. 免責事由に該当した場合

【死亡保険金】

・被保険者が次の(1)～(4)のいずれかにより死亡した場合は、死亡保険金はお支払いできません。

- (1)責任開始日からその日を含めて2年以内の自殺
- (2)死亡保険金受取人の故意
- (3)保険契約者の故意
- (4)戦争その他の変乱

※免責事由に該当し死亡保険金がお支払されない場合は、死亡日の積立金(死亡保険金額を上限とします。)を保険契約者にお支払いします。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、死亡日の解約払戻金(その日における積立金額を上限とします。)をお支払いします。

※死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人にお支払いし、支払わない部分の積立金(支払わない部分の死亡保険金額を上限とします。)を保険契約者にお支払いします。

※被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたとときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額、または削減してお支払いします。

【介護加算年金】

・被保険者が次の(1)～(4)のいずれかにより介護加算年金の支払事由に該当した場合は、介護加算年金はお支払いできません。

- (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の犯罪行為
- (3)被保険者の薬物依存*1
- (4)戦争その他の変乱

*1 対象となる薬物依存については普通保険約款別表7をご覧ください。

※被保険者が戦争その他の変乱により介護加算年金の支払事由に該当した場合でも、その原因により介護加算年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたとときは、当社は、その影響の程度に応じ、介護加算年金を全額、または削減してお支払いします。

【死亡一時金】

・被保険者が死亡保険金受取人の故意により死亡した場合は、死亡一時金はお支払いできません。

※免責事由に該当し死亡一時金がお支払されない場合は、死亡日の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額(死亡一時金の額を上限とします。)を年金受取人の法定相続人にお支払いします。

※死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡一時金の残額を他の死亡保険金受取人にお支払いし、支払わない部分の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額(支払わない部分の死亡一時金の額を上限とします。)を年金受取人の法定相続人にお支払いします。

※基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額についてくわしくはP39「基本年金の一括支払」をご覧ください。

2. 告知義務違反により保険契約が解除された場合

・保険契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのままに正確にもれなく告知をしていただく義務があります。もし、これらについて故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。

※責任開始日から2年を経過していても、2年以内に死亡保険金の支払事由が発生していた場合、2年以内に被保険者が解除の原因となる事実に基づいて公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

※告知義務違反によりご契約を解除する場合で、すでに保険金等をお支払いしていたときは、当社はその返還を請求します。

※告知義務、告知義務違反についてくわしくはP19「告知について」をご覧ください。

3. 重大事由により保険契約が解除された場合

- ・次の(1)～(4)のいずれかに該当した場合は、保険金等はお支払いできません。
 - (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。)、年金受取人または死亡保険金受取人が、介護加算年金または死亡保険金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力*²に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*³を有していると認められる場合
 - (4) 上記(1)(2)(3)の他、当社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)(2)(3)と同等の重大な事由がある場合
- ※上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由が生じた場合は、当社は保険金等のお支払いをしません。(上記(3)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。
- *² 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *³ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

4. 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・次に該当した場合は、保険金等はお支払いできません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結した場合
 - (2) 保険契約者が介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的により保険契約を締結した場合
- ※保険契約が取消しまたは無効となった場合、当社は受け取った保険料を払い戻しません。

5. 要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合

- ・被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合は、介護加算年金はお支払いできません。この場合、一時払保険料相当額(その認定の効力が生じた日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金額を下回るときは、解約払戻金額)を保険契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。くわしくはP28をご覧ください。

6. 要介護2以上の状態への該当が責任開始日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としている場合

- ・被保険者が公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日以後に生じた場合でも、その直接の原因となった傷害または疾病が責任開始日前に発生または発病していた場合は、第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当したことになりません。くわしくはP27をご覧ください。

※次のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始日前に発病した疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日以後に生じたときでも、責任開始日以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- (1) その疾病について、保険契約の締結の際に、告知等により当社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックで異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

指定代理請求特約

- 年金受取人が基本年金・介護加算年金を請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、当社の承諾を得て基本年金・介護加算年金を請求することができます。

- ・この特約は、年金支払開始日前は保険契約者からの、年金支払開始日以後は年金受取人からのお申し出により付加することができます。
- ・指定代理請求人は、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定した1名とします。

代理請求できる場合	指定代理請求人の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・年金受取人が基本年金・介護加算年金を請求できない次のいずれかの事情がある場合、指定代理請求人が基本年金・介護加算年金を請求できます。 ①傷害または疾病により、基本年金・介護加算年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求人は1名とし、請求時において次のいずれかに該当する必要があります。 (1)次の範囲内の者 <ul style="list-style-type: none"> ①年金受取人の戸籍上の配偶者 ②年金受取人の直系血族 ③②に定めるほか、年金受取人の3親等内の親族 (2)(1)のほか、次の範囲内の者のうち、当社所定の書類等により、その事実が確認でき、かつ年金受取人のために請求すべき適当な関係があると当社が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ①(1)以外の者で年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者 ②年金受取人との財産管理契約により財産管理を行っている者

- ・保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。年金支払開始日以後は年金受取人が指定代理請求人を変更することができます。
- ・保険契約者による指定代理請求人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。

- 指定代理請求人が基本年金・介護加算年金を請求できない場合は、年金受取人の配偶者が、当社の承諾を得て請求することができます。

- ・年金受取人が基本年金・介護加算年金を請求できない所定の事情がある場合で、かつ指定代理請求人が次のいずれかに該当するときは、年金受取人の配偶者*が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として基本年金・介護加算年金を請求することができます。

- (1)請求時においてすでに死亡している場合
- (2)請求時において指定代理請求人の範囲外である場合
- (3)指定されていない場合
- (4)次の①または②に該当する場合

- ①傷害または疾病により、基本年金・介護加算年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合

- * 戸籍上の配偶者とします。戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が上記(4)①または②に該当する場合には、年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族とします。



- ・指定代理請求人から請求があり基本年金・介護加算年金をお支払いした場合、その後重複してその基本年金・介護加算年金をご請求されてもお支払いしません。
- ・故意に年金受取人を基本年金・介護加算年金を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人および年金受取人の代理人としての取扱を受けることはできません。

■ 特約の解約

- ・保険契約者は年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ・年金受取人は年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型) 米ドルプランA のリスクおよびお客さまにご負担 いただく費用

この保険のリスクについて

■ 解約する場合等におけるリスクについて

- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金額または基本年金の一括支払の支払額に反映させます(市場価格調整)。この解約払戻金額は積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、基本年金の一括支払の支払額は、基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となり、基本年金の一括支払の支払額とすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

■ 為替リスクについて

- この保険は、米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をお払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、死亡保険金、基本年金、介護加算年金、死亡一時金等の金額を下回る場合や、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料の金額を下回り損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

※為替リスクの例

外貨購入時		外貨売却時	
10万米ドル		10万米ドル	
1米ドル=100円	1,000万円	円安 1米ドル=110円	1,100万円
		円高 1米ドル=90円	900万円

お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「年金管理費用」となります。また、「解約・基本年金の一括支払に必要な費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

※この保険には、ご契約時に必要な費用(契約初期費用)はありません。

1. 保険期間中にご負担いただく費用

項目	費用およびご負担いただく時期
保険関係費用 ご契約の締結・維持等に必要な費用および死亡保障に必要な費用等です。	積立利率を定める際に、あらかじめ保険関係費率(ご契約の締結・維持等に必要な費用および死亡保障に必要な費用等の率)を控除しております。

2. 年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用 基本年金・介護加算年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対して 1%	左記の割合を乗じた金額を、年1回の年金支払日に控除します。

※「年金管理費用」は契約日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

3. 解約・基本年金の一括支払に必要な費用

- ・ 契約日からの経過年数が10年未満の場合において、保険契約を解約するときまたは基本年金の一括支払をするときは、解約日または基本年金の一括支払の請求受付日の契約日からの経過年数に応じて、解約控除または基本年金一括支払控除がかかります。

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 解約するために必要な費用です。	積立金額または基本保険金額のうち、いずれか小さい額に経過年数に応じた下表の解約控除率を乗じた金額	解約日に控除します。
基本年金一括支払控除 基本年金の一括支払をするために必要な費用です。	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額または基本保険金額のうち、いずれか小さい額に経過年数に応じた下表の基本年金一括支払控除率を乗じた金額	基本年金の一括支払の請求受付日に控除します。

<解約控除率・基本年金一括支払控除率>

項目	解約控除率		基本年金一括支払控除率							
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
契約日からの経過年数										
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※解約控除・基本年金一括支払控除についてくわしくはP37「解約・基本年金の一括支払」をご覧ください。

4. 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- ・ 一時払保険料を米ドルでお支払いいただく際は銀行への振込手数料等の手数料をご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・ 年金等の受取人が年金等を米ドルでお受け取りになる際には手数料をご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)
- ・ 次の場合、下表の当社所定の為替レートと米ドルのTTM(対顧客電信相場仲値)*1の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

*1 TTM(対顧客電信相場仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

- (1) 保険料円入金特約を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合
- (2) 円支払特約(12)を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- (3) 年金円支払特約を付加し、基本年金および介護加算年金を円でお支払いする場合

当社所定の為替レート	
(1) 保険料円入金特約の為替レート	受領日*2のTTM+50銭
(2) 円支払特約(12)の為替レート	換算基準日のTTM-1銭
(3) 年金円支払特約の為替レート	

*2 受領日とは、お支払いいただいた一時払保険料(相当額)を当社が受け取った日のことです。

※上記費用は2024年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約・基本年金の一括支払

解約

- 年金支払開始日前(契約日からその日を含めて2年以内)であれば、保険契約を解約することができます。なお、年金支払開始日以後は解約することはできません。
 - ・ 保険契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
 - ・ 解約の請求書類を当社が受け付けた日*を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。
- * 書類に不備がある場合は完備した日。
- ※ この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。
- 保険契約を解約した場合には、解約払戻金をお支払いします。
- 保険契約を解約するときは、市場価格調整および解約日の契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

解約払戻金額

1. 解約払戻金額の計算式

- ・ 解約払戻金額は、解約日*¹における積立金額に基づき、次の算式により計算します。

$$\text{解約払戻金額} = \left[\text{積立金額} \times \text{市場価格調整率} \right] - \text{解約控除の額}$$

「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」

<市場価格調整率>

市場価格調整率は、次の算式により計算します。市場価格調整についてくわしくはP42をご覧ください。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の基準指標金利}*2}{1 + \text{解約日}*1\text{に適用される調整用基準指標金利}*3} \right)^{\frac{\text{残存月数}*4}{12}}$$

※ 市場価格調整率の計算にあたっては、「基準指標金利」を用います(「積立利率」ではありません)。基準指標金利についてくわしくはP23をご覧ください。

※ 「解約日に適用される調整用基準指標金利」が、「適用されている積立利率の基準指標金利」よりも上昇した場合、「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」はその時点の積立金額よりも減少します。逆に、「解約日に適用される調整用基準指標金利」が、「適用されている積立利率の基準指標金利」よりも低下した場合は、「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」はその時点の積立金額よりも増加します(同じ場合は、その時点の積立金額と同額となります)。くわしくはP42「市場価格調整」をご覧ください。

<解約控除の額>

解約控除の額は、「解約日*¹における積立金額または基本保険金額のいずれか小さい額」および解約日の契約日からの経過年数に応じた解約控除率に基づき、次の算式により計算します。

$$\text{解約控除の額} = \left[\text{解約日}*1\text{における積立金額または基本保険金額のいずれか小さい額} \right] \times \text{解約控除率}$$

<解約控除率>

項目	解約控除率		(ご参考)基本年金一括支払控除率							
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

*1 死亡保険金額の判定に際しては死亡日。

*2 この保険契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利。

*3 解約日を契約日とみなして、契約日における残存年数をこの保険契約の解約日における残存年数(「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数」に「年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」

を加えた年数。1年未満の端数日があるときは、切り上げ)とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用されることになる積立利率の計算の基準となる基準指標金利。

*4 「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの月数」に「年金支払期間の月数から12を差し引いた月数を2で除した月数」を加えた月数(1か月未満の端数日があるときは、切り上げ)。

2. 解約払戻金額の計算例

(年金支払期間20年・適用されている積立利率の基準指標金利2.50%・基本保険金額100,000米ドルの場合の例)

※ご契約に適用されている積立利率が1.25%である前提で計算しています。

【男性、契約年齢60歳のとき】

契約日 からの 経過年数	積立金額 (米ドル)	解約払戻金額(米ドル)				
		「適用されている積立利率の基準指標金利」に対する 「解約日に適用される調整用基準指標金利」の変動幅				
		2.00%上昇 (4.50%)	1.00%上昇 (3.50%)	同水準 (2.50%)	1.00%低下 (1.50%)	2.00%低下 (0.50%)
1日*5	100,000	—	—	92,000	—	—
1年	101,149	74,441	83,272	93,149	104,208	116,604
2年	102,426	77,910	86,125	95,226	105,316	116,515

【女性、契約年齢60歳のとき】

契約日 からの 経過年数	積立金額 (米ドル)	解約払戻金額(米ドル)				
		「適用されている積立利率の基準指標金利」に対する 「解約日に適用される調整用基準指標金利」の変動幅				
		2.00%上昇 (4.50%)	1.00%上昇 (3.50%)	同水準 (2.50%)	1.00%低下 (1.50%)	2.00%低下 (0.50%)
1日*5	100,000	—	—	92,000	—	—
1年	101,147	74,439	83,270	93,147	104,206	116,602
2年	102,417	77,903	86,118	95,217	105,306	116,504

※例示の「『適用されている積立利率の基準指標金利』に対する『解約日に適用される調整用基準指標金利』の変動幅」は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約払戻金額が例示の金額を下回る場合があります。

※積立金額および解約払戻金額は、上表の経過年数が1日*5の場合は契約日を解約日*1として計算した金額を、1年および2年の場合は年単位の契約応当日の前日を解約日*1として計算した金額を例示しています。また、解約払戻金額は、積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いて計算しています。

※上表に記載の積立金額および解約払戻金額の数値は、1米ドル未満切り捨てにより表示しています。

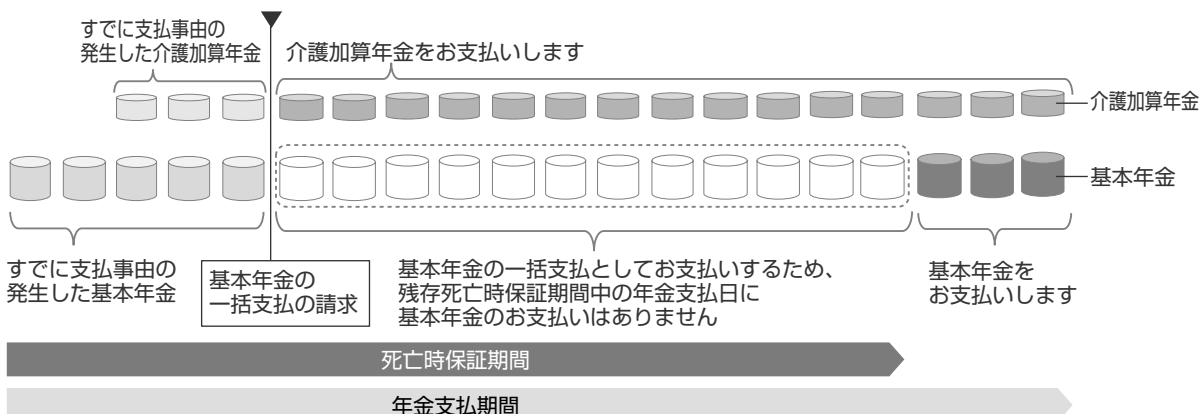
*5 ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。(P9をご参照ください。)

基本年金の一括支払

- 年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日前であれば、基本年金の一括支払をすることができます。
 - ・基本年金の一括支払の請求書類を当社が受け付けた日*を請求受付日とします。
 - *書類に不備がある場合は完備した日。
 - ※介護加算年金は一括支払のお取り扱いはありません。
- 基本年金の一括支払をした場合には、基本年金の一括支払の支払額をお支払いします。
 - ・基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額は、請求受付日における残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額および死亡一時金の支払のために必要な額として当社の定める方法により計算した金額の合計額*となります。なお、第1回の介護加算年金の支払事由に該当した場合は、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が生じた日以後の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額は、第1回の介護加算年金の支払事由に該当していない場合よりも増加します。
 - *死亡一時金額の判定に用いる「基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額」は、基本年金の一括支払の支払額と同額となります。ただし、死亡時保証期間中の最終の年金支払日以後は、残存死亡時保証期間中の未払の基本年金はないため、残存死亡時保証期間の未払の基本年金の現価相当額はありません。
 - ※基本年金の一括支払の支払額についてくわしくはP40をご覧ください。
- 基本年金の一括支払をするときは、市場価格調整および請求受付日の契約日からの経過年数に応じて基本年金一括支払控除がかかります。
- 基本年金の一括支払後、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合には、基本年金のお支払いを再開します。

<基本年金の一括支払後の年金のお支払いのイメージ図>

(介護加算年金のお支払い開始後、年金支払期間中の最終の年金支払日まで生存している場合)



- ・基本年金の一括支払後の死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡一時金のお支払いはありません。この場合、ご契約は消滅します。
- ・介護加算年金は毎年ご請求いただく必要があります。
- ・将来お支払いする年金の原資となる額を年金支払開始時に一括してお支払いするお取り扱いはありません。

基本年金の一括支払の支払額

1. 基本年金の一括支払の支払額の計算式

- 基本年金の一括支払の支払額は、請求受付日*1における基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に基づき、次の算式により計算します。

$$\text{基本年金の一括支払の支払額} = \left[\text{基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額} \times \text{市場価格調整率} \right] - \text{基本年金一括支払控除の額}$$

「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」

<市場価格調整率>

市場価格調整率は、次の算式により計算します。市場価格調整についてくわしくはP42をご覧ください。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の基準指標金利*2}}{1 + \text{請求受付日*1に適用される調整用基準指標金利*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数*4}}{12}}$$

※市場価格調整率の計算にあたっては、「基準指標金利」を用います（「積立利率」ではありません）。基準指標金利についてくわしくはP23をご覧ください。

※「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」が、「適用されている積立利率の基準指標金利」よりも上昇した場合、「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」はその時点の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額よりも減少します。逆に、「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」が、「適用されている積立利率の基準指標金利」よりも低下した場合は、「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」はその時点の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額よりも増加します（同じ場合は、その時点の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額と同額となります）。くわしくはP42「市場価格調整」をご覧ください。

<基本年金一括支払控除の額>

基本年金一括支払控除の額は、「請求受付日*1における基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額または基本保険金額のいずれか小さい額」および請求受付日の契約日からの経過年数に応じた基本年金一括支払控除率に基づき、次の算式により計算します。

$$\text{基本年金一括支払控除の額} = \left[\text{請求受付日*1における基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額または基本保険金額のいずれか小さい額} \right] \times \text{基本年金一括支払控除率}$$

<基本年金一括支払控除率>

項目	(ご参考)解約控除率	基本年金一括支払控除率									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
契約日から の経過年数		8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

*1 基本年金の一括支払の請求書類を当社が受け付けた日(死亡一時金額の判定に際しては死亡日)。

*2 この保険契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利。

*3 請求受付日を契約日とみなして、契約日における残存年数をこの保険契約の請求受付日における残存年数(請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの年数から1を差し引いた年数を2で除した年数。1年未満の端数日があるときは、切り上げ)とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用されることになる積立利率の計算の基準となる基準指標金利。

*4 請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの月数から12を差し引いた月数を2で除した月数(1か月未満の端数日があるときは、切り上げ)。

2. 基本年金の一括支払の支払額の計算例

(年金支払期間20年・適用されている積立利率の基準指標金利2.50%・基本保険金額100,000米ドルの場合の例)

※ご契約に適用されている積立利率が1.25%である前提で計算しています。

【男性、契約年齢60歳、第1回の介護加算年金の支払事由に該当していない場合(死亡時保証期間17年・基本年金額5,760米ドル)】

契約日 からの 経過年数	基本年金の 一括支払の 支払額の基 準となる金 額(米ドル)	基本年金の一括支払の支払額(米ドル)				
		「適用されている積立利率の基準指標金利」に対する 「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」の変動幅				
		2.00%上昇 (4.50%)	1.00%上昇 (3.50%)	同水準 (2.50%)	1.00%低下 (1.50%)	2.00%低下 (0.50%)
2年	84,672	65,052	71,793	79,253	87,518	96,684
3年	85,590	66,333	72,888	80,112	88,084	96,889
5年	75,786	61,188	66,428	72,148	78,399	85,234
10年	50,196	44,661	47,146	49,795	52,619	55,632
15年	23,010	21,679	22,331	23,010	23,716	24,451
18年*5	5,869	5,692	5,780	5,869	5,961	6,055

【女性、契約年齢60歳、第1回の介護加算年金の支払事由に該当していない場合(死亡時保証期間17年・基本年金額5,659米ドル)】

契約日 からの 経過年数	基本年金の 一括支払の 支払額の基 準となる金 額(米ドル)	基本年金の一括支払の支払額(米ドル)				
		「適用されている積立利率の基準指標金利」に対する 「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」の変動幅				
		2.00%上昇 (4.50%)	1.00%上昇 (3.50%)	同水準 (2.50%)	1.00%低下 (1.50%)	2.00%低下 (0.50%)
2年	82,903	63,693	70,293	77,597	85,690	94,664
3年	83,827	64,967	71,386	78,462	86,270	94,893
5年	74,243	59,943	65,075	70,679	76,802	83,499
10年	49,212	43,785	46,222	48,818	51,587	54,542
15年	22,572	21,267	21,907	22,572	23,265	23,986
18年*5	5,757	5,583	5,669	5,757	5,847	5,939

※例示の「『適用されている積立利率の基準指標金利』に対する『請求受付日に適用される調整用基準指標金利』の変動幅」は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の基本年金の一括支払の支払額が例示の金額を下回る場合があります。

※基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額は、上表の経過年数が2年の場合は年金支払開始日を請求受付日*1として計算した金額を、3年から18年の場合は年金支払日の前日を請求受付日*1として計算した金額を例示しています。また、基本年金の一括支払の支払額は、基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いて計算しています。(基本年金一括支払控除率については、上表の経過年数が2年の場合および3年の場合のいずれも6.4%(契約日からの経過年数2年以上3年未満の率)を適用しています。)

※第1回の介護加算年金の支払事由に該当した場合は、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当しているとの認定の効力が生じた日以後の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額は、第1回の介護加算年金の支払事由に該当していない場合よりも増加します。

※上表に記載の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額の数値は、1米ドル未満切り捨てにより表示しています。

*5「契約日からの経過年数18年」を年金支払開始日からの経過年数で表すと16年となります。「契約日からの経過年数18年」の金額は、17回目の年金支払日(死亡時保証期間の最終の年金支払日)の前日を請求受付日*1として計算した金額を例示しています。

市場価格調整

- 保険契約を解約する場合または基本年金の一括支払をする場合、解約払戻金額または基本年金の一括支払の支払額を計算する際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約時の積立金額または基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に反映させます(市場価格調整)。その結果、解約時または請求時の市場金利により、解約払戻金額または基本年金の一括支払の支払額は変動します。

＜市場価格調整率の例＞(年金支払期間20年・死亡時保証期間17年・適用されている積立利率の基準指標金利が2.50%の場合)

契約日からの 経過年数		市場価格調整率				
		「適用されている積立利率の基準指標金利」に対する 「解約日に適用される調整用基準指標金利」または「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」の変動幅				
		2.00%上昇 (4.50%)	1.00%上昇 (3.50%)	同水準 (2.50%)	1.00%低下 (1.50%)	2.00%低下 (0.50%)
解約	1日	—	—	100.00%	—	—
	1年	81.50%	90.24%	100.00%	110.93%	123.19%
	2年	83.09%	91.12%	100.00%	109.85%	120.78%
基本年金の 一括支払	2年	83.23%	91.19%	100.00%	109.76%	120.59%
	3年	83.90%	91.56%	100.00%	109.31%	119.60%
	5年	85.54%	92.45%	100.00%	108.25%	117.27%
	10年	89.77%	94.72%	100.00%	105.63%	111.63%
	15年	94.22%	97.05%	100.00%	103.07%	106.26%
	18年	96.99%	98.47%	100.00%	101.56%	103.17%

※市場価格調整率が100%超の場合、「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」または「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は市場価格調整率を適用して計算される前の金額より増加します。

※市場価格調整率が100%未満の場合、「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」または「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は市場価格調整率を適用して計算される前の金額より減少します。

※市場価格調整率が100%の場合、「積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」または「基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額」は市場価格調整率を適用して計算される前の金額と同額となります。

※解約の場合の市場価格調整率は、上表の経過年数が1日の場合は契約日を解約日とした場合の率を、1年および2年の場合は年単位の契約応当日の前日を解約日とした場合の率を例示しています。

※基本年金の一括支払の場合の市場価格調整率は、上表の経過年数が2年の場合は年金支払開始日を基本年金の一括支払の請求受付日とした場合の率を、3年から18年の場合は年金支払日の前日を基本年金の一括支払の請求受付日とした場合の率を例示しています。

※例示の「『適用されている積立利率の基準指標金利』に対する『解約日に適用される調整用基準指標金利』または『請求受付日に適用される調整用基準指標金利』の変動幅」は、上限または下限を示すものではありません。

※この例表の数値は四捨五入しているため、実際の数値と異なることがあります。

【基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額の計算例】

以下はそれぞれ基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額が市場価格調整率を適用する前の金額より減少する場合と増加する場合の計算例です。いずれも契約日から5年(60か月)目の契約応当日(年金支払日)の前日に計算したものとします。

- (1) 基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額(①)が市場価格調整率を適用して計算される前の金額よりも減少するとき
- ・ 基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額(②) 100,000米ドル
 - ・ 適用されている積立利率の基準指標金利(③) 2.50%
 - ・ 請求受付日に適用される調整用基準指標金利(④) 3.50%
 - ・ 残存月数(⑤) 97か月

$$\begin{aligned}
 \text{市場価格調整率} &= \left(\frac{1 + \text{③}}{1 + \text{④}} \right)^{\frac{\text{⑤}}{12}} \\
 &= \left(\frac{1 + 2.50\%}{1 + 3.50\%} \right)^{\frac{97}{12}} \\
 &= 92.45\% \cdots \cdots \text{⑥} \\
 \text{①の金額} &= \text{②} \times \text{⑥} \\
 &= 100,000 \text{ 米ドル} \times 92.45\% \\
 &= 92,450 \text{ 米ドル}
 \end{aligned}$$

「適用されている積立利率の基準指標金利」<「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」のため、①は市場価格調整率を適用して計算される前の金額より減少します。

(2)基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額(①)が市場価格調整率を適用して計算される前の金額よりも増加するとき

- ・基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額(②) 100,000米ドル
- ・適用されている積立利率の基準指標金利(③) 2.50%
- ・請求受付日に適用される調整用基準指標金利(④) 1.50%
- ・残存月数(⑤) 97か月

$$\begin{aligned}
 \text{市場価格調整率} &= \left(\frac{1 + \text{③}}{1 + \text{④}} \right)^{\frac{\text{⑤}}{12}} \\
 &= \left(\frac{1 + 2.50\%}{1 + 1.50\%} \right)^{\frac{97}{12}} \\
 &= 108.25\% \cdots \cdots \text{⑥} \\
 \text{①の金額} &= \text{②} \times \text{⑥} \\
 &= 100,000 \text{ 米ドル} \times 108.25\% \\
 &= 108,250 \text{ 米ドル}
 \end{aligned}$$

「適用されている積立利率の基準指標金利」>「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」のため、①は市場価格調整率を適用して計算される前の金額より増加します。

※上記の計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、数値や端数処理などが実際とは異なることがあります。

解約・基本年金の一括支払のご請求方法

- 解約・基本年金の一括支払を希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 解約に必要な書類を当社が受け付けた日が解約日、基本年金の一括支払に必要な書類を当社が受け付けた日が請求受付日となります。
- 解約払戻金・基本年金の一括支払の支払額は、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。



・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約払戻金額または基本年金の一括支払の支払額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、積立金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、基本年金の一括支払の支払額は、基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額に市場価格調整率を適用して計算される金額から基本年金一括支払控除の額を差し引いた金額となり、基本年金の一括支払の支払額とすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を合計した金額が一時払保険料を下回る場合があります。これらのリスクは保険契約者等に帰属しますのでご注意ください。

契約内容の変更

次の契約内容の変更等を希望される場合には、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。お手続き方法をご案内いたします。

- ・ 保険契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券・年金証書をご用意ください。
- ・ 海外に長期間滞在される場合は、その旨をご連絡ください。

1. 権利者にかかわる変更

- ・ 死亡保険金受取人の変更
- ・ 指定代理請求特約の指定代理請求人の変更

2. その他の変更等

- ・ 住所・電話番号等の変更
- ・ 職業等の変更
- ・ 保険証券・年金証書の再発行



- ・ ご契約時に定めた年金支払期間は、ご契約後に変更することはできません。
- ・ ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

年金・保険金等の請求手続

年金の請求

1. 基本年金の請求

■ 基本年金のお支払いを開始する前に、当社からご案内を送付します。

- ・年金支払開始前に、当社から年金のお支払いに関するご案内とご請求に必要な書類を送付します。
- ・基本年金のご請求に必要な書類は、上記ご案内送付の際にお知らせする提出期限内にご提出ください。提出期限を過ぎてご提出いただいた場合、第1回の基本年金のお支払いが遅れることがあります。

■ 第1回の基本年金は、年金支払開始日以後、手続完了後にお支払いします。

- ・所定の請求書類をご提出いただいた場合、第1回の基本年金は、年金支払開始日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ・ただし、年金支払開始日までに所定の請求書類が当社に到着していない場合や、到着した書類に不備があり年金支払開始日までに完備されなかった場合には、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

■ 年金証書は第1回の基本年金をお支払いする際に送付します。

- ・第1回の基本年金をお支払いする際、当社は年金証書を年金受取人に送付します。

■ 死亡時保証期間経過後の基本年金については、毎年ご請求のご案内を当社から送付しますので、所定の請求書類をご提出ください。年金支払日以後、手続完了後にお支払いします。

2. 介護加算年金の請求

■ 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合は、すみやかにご連絡ください。

- ・被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。第1回の介護加算年金のご請求に必要な書類を送付します。
- ・第1回の介護加算年金は、当社にてご提出いただいた書類の内容を確認し、保険契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後、原則として要介護認定の効力が生じた日以後最初に到来する年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、その年金支払日までに所定の請求書類が当社に到着していない場合や、到着した書類に不備がありその年金支払日までに完備されなかった場合には、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ・第1回の介護加算年金をお支払いする際、当社は年金証書に表示します。
- ・お支払いの可否の判断にあたって、受取人、医療機関、調査機関等へ確認を行ったとき等、お支払いまでに日数がかかる場合があります。



- ・被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合、一時払保険料相当額(その認定の効力が生じた日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金額を下回るときは、解約払戻金額)を保険契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。くわしくはP28をご覧ください。

■ 介護加算年金は、毎年ご請求いただく必要があります。

- ・第2回以後の介護加算年金については、毎年ご請求のご案内を当社から送付しますので、所定の請求書類をご提出ください。年金支払日以後、手続完了後にお支払いします。



- ・ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまのお取り扱いに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- ・年金を米ドルでお支払いする場合、米ドル受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が基本年金および介護加算年金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

死亡保険金、死亡一時金の請求

- 被保険者がお亡くなりになった場合は、遅滞なくご連絡ください。
 - ・被保険者がお亡くなりになった場合は、遅滞なく当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。死亡保険金、死亡一時金のご請求に必要な書類を送付します。
- 死亡保険金、死亡一時金は、お支払いできることが確定した後にお支払いします。
 - ・死亡保険金、死亡一時金は、当社にてご提出いただいた書類の内容を確認し、保険契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。
 - ・死亡保険金、死亡一時金は、所定の請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備した日）の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
 - ・ただし、お支払いの可否の判断にあたって、受取人、医療機関、調査機関等へ確認を行ったとき等、お支払いまでに日数がかかる場合があります。



- ・死亡保険金、死亡一時金を米ドルでお支払いする場合、米ドル受領のための受取人の金融機関口座が必要となります。また、受取人が死亡保険金、死亡一時金をお受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります。（手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。）

年金・保険金等のお支払期限について

- 年金・保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日*の翌日から、その日を含めて5営業日以内に年金・保険金等をお支払いします。ただし、年金・保険金等をお支払いするために確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとします。

<p>1. 年金・保険金等をお支払いするために確認が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	<p>⇒ お支払期限</p>	<p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。</p>
<p>2. 上記1.の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ・弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 	<p>⇒ お支払期限</p>	<p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。</p> <p>⇒ お支払期限</p> <p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。</p>

* 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日(年金の場合は、年金支払日または完備された請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日)をいいます。



・年金・保険金等をお支払いするための上記の確認等に際し、保険契約者、被保険者、年金・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・保険金等をお支払いしません。

時効による請求権の消滅

- 年金・保険金等を請求する権利は、3年を経過すると消滅します。
 - ・基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかにお手続きくださいますようお願いいたします。

年金・保険金等のご請求に関して訴訟となった場合のお取り扱い

- この保険契約における基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険契約者もしくは基本年金、介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

被保険者による保険契約者への解約の請求

- 被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - (2) 死亡保険金受取人がこの保険契約に基づく死亡保険金の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - (3) 上記(1)(2)の他、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡保険金受取人による保険契約の存続

差押債権者、破産管財人等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は除きます。

死亡保険金受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次のすべてを満たす死亡保険金受取人は保険契約を存続させることができます。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 死亡保険金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (1) 保険契約者の同意を得ること
 - (2) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

国際制裁先に関する対応

- 当社は、この保険契約による基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金のお支払いその他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商の制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金のお支払いその他の一切の利益の提供を行いません。

各種手続のための請求書類

- 所定の書類に必要事項をご記入のうえご提出ください。当社にてご提出いただいた書類の内容を確認させていただきます。
- 死亡証明書や戸籍関係書類等、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用については、お客さまのご負担となります。
- 当社にてご提出いただいた書類の内容を確認した後で、あらためて他の書類のご提出をお願いすることがあります。

<年金・保険金等の請求>

項目	当社所定の請求書	被保険者の住民票	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当したことを証する書類	当社所定の医師の診断書	死亡証明書	保険証券	年金証書
・基本年金の請求 (第2回以後の介護加算年金の請求、基本年金の一括支払の請求を含みます)	○	○*1	○	○	—	—	—	○*2	○
・第1回の介護加算年金の請求	○	○*1	○	○	○	○	—	—	○
・死亡一時金の請求	○	○*1	○	○	—	—	○*3	—	○
・死亡保険金の請求	○	○*1	○	○	—	—	○*3	○	—
・一時払保険料相当額の請求	○	—	—	○*4	○	○	—	○	—

<指定代理請求人等による年金の代理請求>

項目	年金の請求に必要な書類	指定代理請求人または代理人の住民票	指定代理請求人または代理人の戸籍抄本	指定代理請求人または代理人の印鑑証明書	年金受取人、指定代理請求人または代理人の健康保険証の写し	指定代理請求人が年金受取人の財産管理を行っている事実を証する書類*5
・指定代理請求人等による年金の代理請求	○	○	○	○	○	○

<契約内容の変更>

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券	法律上有効な遺言(写し)
・通知による死亡保険金受取人の変更	○	○*6	○*7	—
・遺言による死亡保険金受取人の変更	○	—	○	○
・指定代理請求人の指定または変更	○	○*6	○*7	—

<解約>

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券
・解約	○	○	○

<死亡保険金受取人による保険契約の存続手続き>

項目	当社所定の請求書	死亡保険金受取人の戸籍抄本	死亡保険金受取人の印鑑証明書	債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
・死亡保険金受取人による保険契約の存続	○	○	○	○

- *1 当社が必要と認めた場合は、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本をご提出いただくことがあります。
- *2 第1回の基本年金のお支払いの際には年金証書ではなく保険証券が必要です。
- *3 当社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書の提出をもって、死亡証明書とします。
- *4 保険契約者の印鑑証明書となります。
- *5 指定代理請求人が年金受取人との財産管理契約により財産管理を行っている者である場合は、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類をご提出いただきます。
- *6 年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書となります。
- *7 年金支払開始日以後は年金証書となります。
- ※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。くわしくは当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



注意

・年金・保険金等のお支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかにお手続きをお願いします。

生命保険と税金



- ・税務については、2024年1月末現在の税法・税務取扱に基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取扱については、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。
- ・所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されます。

外国通貨建て保険のお取り扱いについて

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、次の基準により外国通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様に取扱われています。

対象		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料受領日	TTM (対顧客電信相場仲値)
年金	所得税の対象となる年金	年金支払日	TTM (対顧客電信相場仲値)
	贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権 確定日	TTB (対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約日	TTM (対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	死亡保険金の 支払事由発生日	TTM (対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB (対顧客電信買相場)

※保険料円入金特約を付加した場合、一時払保険料は円でお払い込みいただいた金額が基準となります。

※円支払特約(12)、年金円支払特約を付加した場合で、当社が、解約払戻金、死亡保険金、年金等を円でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が基準となります。



- ・外国通貨(米ドル)でお支払いする年金、解約払戻金等に源泉徴収税額が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算し、その税額を再度外国通貨(米ドル)に換算して年金額、解約払戻金額等から差し引きます。そのため、「お支払時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外国通貨(米ドル)でお支払いする税引き後の年金の支払総額、解約払戻金額等が、一時払保険料(外国通貨(米ドル))を下回ることがあります。

生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。
- ・生命保険料控除には、一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。(介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。)
- ・その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一時払のため、ご契約の年(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。
- ・年金受取人および死亡保険金受取人が保険契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。



- ・この保険は介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- ・保険料は一時払のため、ご契約の年(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。一時払契約は12月末までのお払い込みでも、契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。

■ 生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。

- ・生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。
- ・この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付してご利用ください。

解約の差益にかかる税金

■ 差益は所得税と住民税の対象となります。

年金種類	税金の種類
介護加算付死亡時保証金額付有期年金	所得税(一時所得)+住民税

基本年金にかかる税金

契約形態	課税時	税金の種類
保険契約者と年金受取人が同一人	毎年の基本年金支払時	所得税(雑所得)+住民税
	基本年金の一括支払時	所得税(雑所得)+住民税

- ・保険契約者と年金受取人が異なる場合は、年金支払開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

介護加算年金にかかる税金

■ 所得税および住民税が非課税となります。

死亡保険金・死亡一時金にかかる税金

契約形態	契約例			税金の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡保険金受取人が保険契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

解約払戻金額・基本年金の一括支払の支払額 例表

この保険の特徴・しくみをご理解いただくためにこの例表を記載しています。

■ この保険には、次のような特徴・しくみがあります。

- (1) 基準指標金利に基づき毎月1回設定される積立利率が保険期間を通じて適用されますが、積立利率が同一の場合でも、被保険者の契約年齢・性別、年金支払期間により、基本年金額や死亡時保証期間が異なります
- (2) ご契約後、契約日からの経過年数により率が逓減する解約控除・基本年金一括支払控除のしくみがあります
- (3) 解約払戻金額・基本年金の一括支払の支払額の計算の際に適用する市場価格調整は、「ご契約に適用されている積立利率の基準指標金利」に対する調整用基準指標金利の変動幅が同一であったとしても、期間の経過によりその率が変化します

※この例表の数値は、この保険の特徴・しくみをご理解いただくために、積立利率・基準指標金利、被保険者の契約年齢・性別、年金支払期間について例示の前提条件に基づき計算したもので、実際のお支払額を約束するものではありません。

■ 例表に記載の解約払戻金額は、それぞれの表に例示の前提条件に基づき、次の算式により計算した数値です。

$$\text{解約払戻金額} = \left(\text{積立金額} \times \text{市場価格調整率} \right) - \text{解約控除の額}$$

<市場価格調整率>

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\left(1 + \frac{\text{適用されている積立利率の基準指標金利}}{12} \right)^{\text{残存月数}}}{1 + \frac{\text{解約日に適用される調整用基準指標金利}}{12}}$$

<解約控除の額>

$$\text{解約控除の額} = \left(\text{解約日における積立金額または基本保険金額のいずれか小さい額} \right) \times \text{解約控除率}$$

<解約控除率>

項目	解約控除率	(ご参考)基本年金一括支払控除率									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
契約日からの経過年数											
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	

<解約払戻金額例表の数値等について>

- ・ 例表の「基準指標金利の変動幅」は、「『適用されている積立利率の基準指標金利』に対する『解約日に適用される調整用基準指標金利』の変動幅」です。なお、例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約払戻金額が例示の金額を下回る場合があります。
- ・ 積立金額および解約払戻金額は、年単位の契約応当日の前日を解約日として計算した金額を例示しています。
- ・ 例表に記載の積立金額および解約払戻金額の数値は、1米ドル未満切り捨てにより表示しています。
- ・ 解約払戻金額についてくわしくはP37をご覧ください。

■ 例表に記載の基本年金の一括支払の支払額は、それぞれの表に例示の前提条件に基づき、次の算式により計算した数値です。

$$\boxed{\text{基本年金の一括支払の支払額}} = \boxed{\text{基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額}} \times \boxed{\text{市場価格調整率}} - \boxed{\text{基本年金一括支払控除の額}}$$

<市場価格調整率>

$$\boxed{\text{市場価格調整率}} = \left(\frac{1 + \boxed{\text{適用されている積立利率の基準指標金利}}}{1 + \boxed{\text{請求受付日に適用される調整用基準指標金利}}} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

<基本年金一括支払控除の額>

$$\boxed{\text{基本年金一括支払控除の額}} = \boxed{\text{請求受付日における基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額または基本保険金額のいずれか小さい額}} \times \boxed{\text{基本年金一括支払控除率}}$$

<基本年金一括支払控除率>

項目	(ご参考)解約控除率	基本年金一括支払控除率									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
契約日からの経過年数											
控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	

<基本年金の一括支払の支払額例表の数値等について>

- ・ 例表の「基準指標金利の変動幅」は、「『適用されている積立利率の基準指標金利』に対する『請求受付日に適用される調整用基準指標金利』の変動幅」です。なお、例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の基本年金の一括支払の支払額が例示の金額を下回る場合があります。
- ・ 基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額は、例表の経過年数が2年の場合は年金支払開始日を請求受付日として計算した金額を、3年以降の場合は年金支払日の前日を請求受付日として計算した金額を例示しています。
- ・ 例表に記載の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額の数値は、1米ドル未満切り捨てにより表示しています。
- ・ 例表に記載の基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額および基本年金の一括支払の支払額の数値は、被保険者が第1回の介護加算年金の支払事由に該当していない場合の数値を例示しています。
- ・ 基本年金の一括支払の支払額についてくわしくはP40をご覧ください。

解約払戻金額例表

男性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,147	74,439	83,270	93,147	104,205	116,601
	2年	102,415	77,902	86,116	95,215	105,304	116,502
60歳	1年	101,149	74,441	83,272	93,149	104,208	116,604
	2年	102,426	77,910	86,125	95,226	105,316	116,515
70歳	1年	101,156	74,446	83,278	93,156	104,216	116,613
	2年	102,458	77,937	86,155	95,258	105,351	116,554

男性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,605	74,894	83,729	93,605	104,657	117,038
	2年	103,390	78,788	87,046	96,190	106,323	117,564
60歳	1年	101,609	74,897	83,732	93,609	104,661	117,042
	2年	103,404	78,800	87,059	96,204	106,338	117,581
70歳	1年	101,619	74,905	83,741	93,619	104,672	117,055
	2年	103,449	78,837	87,101	96,249	106,388	117,636

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率0.75%・基準指標金利2.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	100,688	66,398	78,487	92,688	109,396	129,087
	2年	101,446	69,227	80,792	94,246	109,920	128,211
60歳	1年	100,689	66,399	78,488	92,689	109,398	129,089
	2年	101,452	69,232	80,797	94,252	109,927	128,219
70歳	1年	100,693	66,402	78,491	92,693	109,403	129,095
	2年	101,471	69,246	80,814	94,271	109,950	128,244

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,147	66,846	78,945	93,147	109,843	129,503
	2年	102,415	70,064	81,694	95,215	110,957	129,311
60歳	1年	101,149	66,848	78,947	93,149	109,845	129,506
	2年	102,426	70,071	81,703	95,226	110,969	129,324
70歳	1年	101,156	66,853	78,953	93,156	109,854	129,516
	2年	102,458	70,096	81,731	95,258	111,006	129,367

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,605	67,294	79,403	93,605	110,289	129,919
	2年	103,390	70,904	82,602	96,190	111,998	130,416
60歳	1年	101,609	67,297	79,406	93,609	110,293	129,923
	2年	103,404	70,915	82,614	96,204	112,014	130,435
70歳	1年	101,619	67,304	79,415	93,619	110,305	129,937
	2年	103,449	70,950	82,653	96,249	112,067	130,495

解約払戻金額例表

女性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,146	74,438	83,269	93,146	104,205	116,600
	2年	102,413	77,900	86,114	95,213	105,302	116,499
60歳	1年	101,147	74,439	83,270	93,147	104,206	116,602
	2年	102,417	77,903	86,118	95,217	105,306	116,504
70歳	1年	101,151	74,442	83,274	93,151	104,210	116,607
	2年	102,436	77,919	86,135	95,236	105,327	116,527

女性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,605	74,894	83,729	93,605	104,656	117,038
	2年	103,386	78,785	87,043	96,186	106,319	117,560
60歳	1年	101,606	74,895	83,730	93,606	104,658	117,039
	2年	103,392	78,789	87,048	96,192	106,325	117,566
70歳	1年	101,612	74,899	83,735	93,612	104,664	117,046
	2年	103,419	78,812	87,073	96,219	106,354	117,598

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率0.75%・基準指標金利2.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	100,687	66,397	78,486	92,687	109,396	129,087
	2年	101,444	69,226	80,791	94,244	109,919	128,209
60歳	1年	100,688	66,398	78,487	92,688	109,397	129,087
	2年	101,446	69,228	80,793	94,246	109,921	128,212
70歳	1年	100,690	66,400	78,489	92,690	109,400	129,091
	2年	101,458	69,237	80,802	94,258	109,934	128,227

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,146	66,846	78,944	93,146	109,842	129,502
	2年	102,413	70,062	81,692	95,213	110,954	129,308
60歳	1年	101,147	66,846	78,945	93,147	109,843	129,503
	2年	102,417	70,065	81,696	95,217	110,959	129,313
70歳	1年	101,151	66,849	78,949	93,151	109,848	129,509
	2年	102,436	70,079	81,712	95,236	110,980	129,338

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	契約日からの経過年数	積立金額	解約払戻金額				
			基準指標金利の変動幅				
			2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	1年	101,605	67,294	79,403	93,605	110,288	129,918
	2年	103,386	70,902	82,599	96,186	111,994	130,411
60歳	1年	101,606	67,295	79,404	93,606	110,290	129,919
	2年	103,392	70,906	82,603	96,192	112,000	130,418
70歳	1年	101,612	67,299	79,409	93,612	110,296	129,927
	2年	103,419	70,926	82,627	96,219	112,031	130,454

基本年金の一括支払の支払額例表

男性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	5,731	2年	83,816	64,394	71,067	78,452	86,633	95,707
		3年	84,755	65,686	72,176	79,331	87,225	95,943
		4年	79,936	63,242	69,068	75,460	82,478	90,191
		5年	75,058	60,600	65,789	71,455	77,645	84,415
		6年	70,118	57,755	62,336	67,313	72,725	78,614
		7年	65,117	54,703	58,706	63,033	67,716	72,787
		8年	60,054	51,439	54,895	58,613	62,617	66,931
		9年	54,929	47,958	50,899	54,050	57,425	61,045
		10年	49,739	44,254	46,717	49,341	52,140	55,126
		11年	44,485	40,323	42,343	44,485	46,758	49,172
		12年	39,165	35,845	37,461	39,165	40,965	42,867
		13年	33,779	31,216	32,466	33,779	35,159	36,609
		14年	28,326	26,431	27,357	28,326	29,338	30,398
		15年	22,803	21,484	22,131	22,803	23,503	24,232
		16年	17,211	16,373	16,785	17,211	17,653	18,110
		17年	11,548	11,092	11,317	11,548	11,786	12,032
		18年	5,812	5,637	5,723	5,812	5,903	5,996
		60歳	5,760	2年	84,672	65,052	71,793	79,253
3年	85,590			66,333	72,888	80,112	88,084	96,889
4年	80,719			63,861	69,744	76,198	83,285	91,073
5年	75,786			61,188	66,428	72,148	78,399	85,234
6年	70,792			58,311	62,935	67,960	73,424	79,370
7年	65,736			55,223	59,264	63,633	68,360	73,479
8年	60,619			51,922	55,410	59,164	63,205	67,560
9年	55,439			48,403	51,372	54,552	57,959	61,612
10年	50,196			44,661	47,146	49,795	52,619	55,632
11年	44,890			40,690	42,728	44,890	47,184	49,620
12年	39,520			36,170	37,800	39,520	41,336	43,255
13年	34,083			31,497	32,759	34,083	35,476	36,939
14年	28,581			26,668	27,603	28,581	29,603	30,672
15年	23,010			21,679	22,331	23,010	23,716	24,451
16年	17,369			16,523	16,939	17,369	17,815	18,276
17年	11,657			11,197	11,423	11,657	11,897	12,145
18年	5,869			5,692	5,780	5,869	5,961	6,055
70歳	5,898			2年	84,195	64,686	71,389	78,807
		3年	85,010	65,884	72,393	79,569	87,487	96,232
		4年	79,882	63,200	69,022	75,409	82,422	90,130
		5年	74,691	60,304	65,468	71,106	77,266	84,002
		6年	69,434	57,192	61,728	66,657	72,016	77,848
		7年	64,111	53,858	57,798	62,059	66,670	71,662
		8年	58,717	50,294	53,672	57,308	61,223	65,441
		9年	53,250	46,492	49,344	52,398	55,671	59,180
		10年	47,706	42,445	44,807	47,325	50,009	52,873
		11年	42,083	38,145	40,056	42,083	44,233	46,516
		12年	36,376	33,292	34,793	36,376	38,048	39,814
		13年	30,581	28,260	29,392	30,581	31,830	33,143
		14年	24,692	23,040	23,847	24,692	25,574	26,498
		15年	18,701	17,619	18,150	18,701	19,275	19,873
		16年	12,601	11,987	12,289	12,601	12,924	13,259
		17年	6,381	6,129	6,253	6,381	6,513	6,648

基本年金の一括支払の支払額例表

男性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	6,069	2年	80,619	61,998	68,389	75,460	83,289	91,968
		3年	81,886	63,520	69,765	76,645	84,233	92,609
		4年	77,061	61,020	66,613	72,746	79,477	86,871
		5年	72,153	58,301	63,269	68,690	74,610	81,082
		6年	67,159	55,359	59,728	64,473	69,630	75,240
		7年	62,079	52,186	55,986	60,092	64,534	69,342
		8年	56,911	48,777	52,038	55,545	59,320	63,387
		9年	51,653	45,124	47,878	50,826	53,985	57,370
		10年	46,304	41,219	43,502	45,933	48,525	51,291
		11年	40,862	37,056	38,903	40,862	42,939	45,145
		12年	35,325	32,344	33,795	35,325	36,940	38,647
		13年	29,692	27,449	28,543	29,692	30,898	32,167
		14年	23,960	22,365	23,145	23,960	24,813	25,704
		15年	18,128	17,084	17,596	18,128	18,681	19,258
		16年	12,192	11,601	11,892	12,192	12,504	12,826
		17年	6,151	5,910	6,029	6,151	6,278	6,408
		60歳	6,132	2年	81,858	62,950	69,440	76,619
3年	83,106			64,467	70,805	77,787	85,488	93,990
4年	78,197			61,919	67,595	73,818	80,649	88,152
5年	73,203			59,150	64,190	69,690	75,696	82,263
6年	68,124			56,154	60,586	65,399	70,630	76,320
7年	62,957			52,924	56,778	60,942	65,447	70,323
8年	57,702			49,456	52,762	56,318	60,145	64,269
9年	52,360			45,741	48,533	51,522	54,724	58,156
10年	46,928			41,774	44,088	46,552	49,179	51,982
11年	41,404			37,548	39,420	41,404	43,510	45,744
12年	35,788			32,768	34,238	35,788	37,425	39,153
13年	30,077			27,805	28,913	30,077	31,299	32,584
14年	24,268			22,652	23,442	24,268	25,132	26,035
15年	18,360			17,303	17,821	18,360	18,921	19,504
16年	12,349			11,750	12,045	12,349	12,664	12,991
17年	6,232			5,987	6,107	6,232	6,360	6,491
70歳	6,384			2年	81,945	63,018	69,514	76,701
		3年	83,087	64,453	70,789	77,770	85,469	93,968
		4年	77,804	61,608	67,255	73,447	80,243	87,709
		5年	72,433	58,528	63,515	68,956	74,900	81,397
		6年	66,973	55,206	59,563	64,294	69,437	75,032
		7年	61,422	51,634	55,393	59,456	63,851	68,608
		8年	55,776	47,804	51,000	54,437	58,137	62,123
		9年	50,031	43,707	46,375	49,231	52,290	55,569
		10年	44,185	39,333	41,511	43,832	46,305	48,944
		11年	38,234	34,673	36,401	38,234	40,178	42,241
		12年	32,174	29,460	30,780	32,174	33,646	35,200
		13年	26,001	24,037	24,995	26,001	27,058	28,168
		14年	19,707	18,395	19,037	19,707	20,409	21,142
		15年	13,286	12,521	12,896	13,286	13,692	14,114
		16年	6,728	6,402	6,562	6,728	6,900	7,078

基本年金の一括支払の支払額例表

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率0.75%・基準指標金利2.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額						
				基準指標金利の変動幅						
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下		
50歳	3,781	2年	87,369	60,337	70,252	81,778	95,195	110,838		
		3年	87,952	61,279	71,032	82,323	95,414	110,613		
		4年	84,745	60,352	69,481	79,999	92,135	106,155		
		5年	81,514	59,314	67,833	77,601	88,816	101,709		
		6年	78,258	58,163	66,087	75,128	85,457	97,273		
		7年	74,978	56,898	64,241	72,579	82,058	92,848		
		8年	71,673	55,516	62,294	69,953	78,617	88,431		
		9年	68,342	54,015	60,244	67,249	75,134	84,022		
		10年	64,987	52,394	58,091	64,467	71,609	79,619		
		11年	61,605	50,650	55,833	61,605	68,040	75,221		
		12年	58,198	48,316	53,004	58,198	63,961	70,361		
		13年	54,765	45,910	50,121	54,765	59,892	65,558		
		14年	51,306	43,430	47,185	51,306	55,834	60,812		
		15年	47,821	40,874	44,194	47,821	51,785	56,122		
		16年	44,309	38,242	41,149	44,309	47,746	51,488		
		17年	40,770	35,531	38,048	40,770	43,717	46,909		
		18年	37,205	32,740	34,890	37,205	39,698	42,385		
		19年	33,612	29,867	31,675	33,612	35,688	37,915		
		20年	29,993	26,911	28,403	29,993	31,689	33,499		
		21年	26,346	23,869	25,071	26,346	27,699	29,136		
		22年	22,671	20,740	21,679	22,671	23,718	24,825		
		23年	18,968	17,522	18,227	18,968	19,746	20,565		
		24年	15,235	14,211	14,712	15,235	15,783	16,356		
		25年	11,474	10,807	11,134	11,474	11,828	12,196		
		26年	7,682	7,306	7,491	7,682	7,880	8,085		
		27年	3,859	3,706	3,781	3,859	3,939	4,021		
		60歳	3,901	2年	87,924	60,720	70,698	82,297	95,799	111,541
3年	88,482			61,648	71,460	82,819	95,989	111,281		
4年	85,127			60,624	69,794	80,360	92,550	106,633		
5年	81,745			59,481	68,025	77,821	89,067	101,996		
6年	78,335			58,220	66,152	75,202	85,541	97,369		
7年	74,898			56,837	64,172	72,501	81,970	92,749		
8年	71,434			55,331	62,086	69,720	78,355	88,137		
9年	67,943			53,700	59,893	66,856	74,696	83,531		
10年	64,426			51,942	57,590	63,910	70,991	78,932		
11年	60,882			50,056	55,178	60,882	67,241	74,337		
12年	57,310			47,579	52,195	57,310	62,985	69,287		
13年	53,712			45,026	49,157	53,712	58,740	64,297		
14年	50,086			42,396	46,062	50,086	54,506	59,365		
15年	46,432			39,687	42,911	46,432	50,281	54,493		
16年	42,751			36,897	39,702	42,751	46,067	49,678		
17年	39,040			34,023	36,433	39,040	41,862	44,919		
18年	35,300			31,064	33,104	35,300	37,666	40,216		
19年	31,529			28,016	29,712	31,529	33,476	35,565		
20年	27,724			24,876	26,255	27,724	29,292	30,966		
21年	23,886			21,641	22,730	23,886	25,113	26,416		
22年	20,012			18,308	19,137	20,012	20,936	21,913		
23年	16,100			14,872	15,471	16,100	16,761	17,456		
24年	12,147			11,330	11,730	12,147	12,584	13,040		
25年	8,151			7,677	7,909	8,151	8,402	8,664		
26年	4,107			3,906	4,005	4,107	4,213	4,323		
70歳	4,375			2年	89,173	61,583	71,703	83,466	97,160	113,126
				3年	89,688	62,489	72,434	83,948	97,298	112,797
		4年	85,804	61,106	70,349	80,999	93,286	107,482		
		5年	81,891	59,588	68,147	77,960	89,226	102,179		
		6年	77,948	57,933	65,825	74,830	85,119	96,888		
		7年	73,976	56,137	63,382	71,609	80,961	91,607		
		8年	69,973	54,199	60,816	68,293	76,752	86,334		
		9年	65,937	52,114	58,124	64,882	72,490	81,064		
		10年	61,867	49,879	55,303	61,372	68,172	75,797		
		11年	57,764	47,492	52,352	57,764	63,797	70,530		
		12年	53,625	44,520	48,839	53,625	58,935	64,832		
		13年	49,451	41,455	45,257	49,451	54,081	59,196		
		14年	45,239	38,294	41,605	45,239	49,231	53,621		
		15年	40,987	35,033	37,879	40,987	44,385	48,102		
		16年	36,692	31,668	34,076	36,692	39,539	42,638		
		17年	32,351	28,194	30,191	32,351	34,689	37,223		
		18年	27,959	24,603	26,219	27,959	29,832	31,852		
		19年	23,509	20,889	22,154	23,509	24,961	26,518		
		20年	18,993	17,042	17,986	18,993	20,067	21,214		
		21年	14,404	13,050	13,707	14,404	15,143	15,929		
		22年	9,726	8,898	9,300	9,726	10,175	10,650		
		23年	4,944	4,567	4,751	4,944	5,147	5,361		

基本年金の一括支払の支払額例表

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額						
				基準指標金利の変動幅						
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下		
50歳	4,137	2年	83,549	57,785	67,230	78,202	90,965	105,833		
		3年	84,481	58,946	68,278	79,074	91,582	106,095		
		4年	81,282	57,965	66,688	76,730	88,309	101,676		
		5年	78,043	56,862	64,987	74,297	84,978	97,248		
		6年	74,763	55,634	63,175	71,772	81,589	92,811		
		7年	71,442	54,279	61,248	69,156	78,141	88,363		
		8年	68,081	52,793	59,205	66,447	74,634	83,903		
		9年	64,677	51,173	57,044	63,642	71,066	79,429		
		10年	61,232	49,416	54,762	60,742	67,436	74,940		
		11年	57,743	47,520	52,358	57,743	63,743	70,436		
		12年	54,212	45,047	49,395	54,212	59,552	65,480		
		13年	50,637	42,485	46,363	50,637	55,353	60,562		
		14年	47,018	39,832	43,259	47,018	51,146	55,683		
		15年	43,355	37,085	40,083	43,355	46,931	50,842		
		16年	39,648	34,243	36,834	39,648	42,708	46,038		
		17年	35,895	31,303	33,510	35,895	38,477	41,272		
		18年	32,097	28,263	30,110	32,097	34,237	36,543		
		19年	28,254	25,120	26,633	28,254	29,990	31,852		
		20年	24,364	21,872	23,078	24,364	25,735	27,197		
		21年	20,427	18,516	19,443	20,427	21,471	22,579		
		22年	16,442	15,048	15,726	16,442	17,198	17,996		
		23年	12,408	11,467	11,926	12,408	12,915	13,448		
		24年	8,324	7,767	8,039	8,324	8,622	8,933		
		25年	4,189	3,946	4,065	4,189	4,317	4,451		
		60歳	4,356	2年	82,850	57,302	66,668	77,548	90,204	104,949
3年	83,728			58,420	67,669	78,369	90,766	105,149		
4年	80,243			57,224	65,835	75,750	87,180	100,377		
5年	76,712			55,893	63,879	73,030	83,529	95,591		
6年	73,135			54,422	61,799	70,209	79,812	90,790		
7年	69,509			52,810	59,591	67,285	76,027	85,972		
8年	65,837			51,053	57,254	64,257	72,175	81,138		
9年	62,118			49,148	54,786	61,124	68,254	76,286		
10年	58,351			47,092	52,186	57,884	64,264	71,415		
11年	54,537			44,881	49,451	54,537	60,204	66,524		
12年	50,674			42,107	46,172	50,674	55,666	61,206		
13年	46,761			39,233	42,814	46,761	51,117	55,927		
14年	42,799			36,257	39,377	42,799	46,556	50,686		
15年	38,785			33,176	35,858	38,785	41,984	45,482		
16年	34,720			29,987	32,256	34,720	37,400	40,316		
17年	30,602			26,687	28,568	30,602	32,802	35,185		
18年	26,427			23,270	24,790	26,427	28,189	30,087		
19年	22,193			19,731	20,920	22,193	23,556	25,019		
20年	17,896			16,066	16,952	17,896	18,903	19,977		
21年	13,534			12,267	12,882	13,534	14,225	14,960		
22年	9,103			8,331	8,706	9,103	9,521	9,963		
23年	4,598			4,249	4,419	4,598	4,786	4,983		
70歳	5,079			2年	85,329	59,016	68,662	79,868	92,903	108,088
				3年	86,163	60,119	69,637	80,648	93,406	108,207
				4年	81,895	58,402	67,191	77,309	88,975	102,443
		5年	77,575	56,522	64,598	73,852	84,469	96,666		
		6年	73,204	54,474	61,857	70,276	79,888	90,876		
		7年	68,780	52,256	58,966	66,579	75,230	85,070		
		8年	64,301	49,862	55,919	62,758	70,491	79,245		
		9年	59,766	47,287	52,712	58,810	65,670	73,397		
		10年	55,172	44,526	49,343	54,730	60,762	67,524		
		11年	50,518	41,574	45,807	50,518	55,767	61,623		
		12年	45,804	38,060	41,734	45,804	50,316	55,324		
		13年	41,027	34,422	37,564	41,027	44,848	49,069		
		14年	36,185	30,654	33,292	36,185	39,362	42,853		
		15年	31,274	26,751	28,914	31,274	33,853	36,674		
		16年	26,290	22,706	24,424	26,290	28,319	30,527		
		17年	21,227	18,511	19,816	21,227	22,753	24,407		
		18年	16,078	14,158	15,083	16,078	17,150	18,306		
		19年	10,836	9,634	10,214	10,836	11,502	12,216		
		20年	5,489	4,927	5,199	5,489	5,798	6,127		

参考

基本年金の一括支払の支払額例表

男性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額						
				基準指標金利の変動幅						
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下		
50歳	4,496	2年	79,744	55,235	64,216	74,641	86,759	100,866		
		3年	80,991	56,592	65,504	75,808	87,737	101,567		
		4年	77,759	55,528	63,841	73,405	84,423	97,136		
		5年	74,470	54,329	62,052	70,895	81,034	92,675		
		6年	71,124	52,991	60,136	68,279	77,569	88,182		
		7年	67,719	51,510	58,090	65,552	74,025	83,657		
		8年	64,256	49,882	55,910	62,713	70,401	79,098		
		9年	60,732	48,102	53,593	59,761	66,696	74,503		
		10年	57,148	46,166	51,136	56,691	62,907	69,871		
		11年	53,502	44,071	48,535	53,502	59,032	65,198		
		12年	49,792	41,412	45,389	49,792	54,672	60,086		
		13年	46,020	38,644	42,153	46,020	50,284	54,992		
		14年	42,182	35,763	38,825	42,182	45,867	49,914		
		15年	38,279	32,768	35,403	38,279	41,420	44,854		
		16年	34,309	29,653	31,885	34,309	36,944	39,810		
		17年	30,272	26,417	28,269	30,272	32,438	34,783		
		18年	26,166	23,054	24,553	26,166	27,901	29,771		
		19年	21,990	19,562	20,734	21,990	23,334	24,775		
		20年	17,742	15,936	16,810	17,742	18,735	19,795		
		21年	13,422	12,172	12,778	13,422	14,104	14,829		
		22年	9,026	8,265	8,635	9,026	9,439	9,875		
		23年	4,553	4,210	4,377	4,553	4,739	4,933		
		60歳	4,778	2年	79,298	54,926	63,857	74,223	86,273	100,302
3年	80,482			56,235	65,092	75,331	87,185	100,928		
4年	76,888			54,906	63,125	72,582	83,477	96,048		
5年	73,229			53,424	61,018	69,714	79,684	91,130		
6年	69,503			51,784	58,766	66,723	75,801	86,173		
7年	65,710			49,982	56,367	63,607	71,829	81,176		
8年	61,850			48,014	53,816	60,365	67,765	76,137		
9年	57,922			45,876	51,113	56,995	63,609	71,055		
10年	53,925			43,563	48,252	53,494	59,360	65,931		
11年	49,860			41,071	45,231	49,860	55,014	60,760		
12年	45,723			38,027	41,680	45,723	50,205	55,176		
13年	41,515			34,861	38,027	41,515	45,362	49,608		
14年	37,232			31,567	34,269	37,232	40,485	44,057		
15年	32,875			28,142	30,405	32,875	35,573	38,522		
16年	28,441			24,581	26,432	28,441	30,625	33,001		
17年	23,927			20,880	22,344	23,927	25,639	27,492		
18年	19,330			17,031	18,139	19,330	20,612	21,993		
19年	14,644			13,028	13,808	14,644	15,540	16,500		
20年	9,866			8,862	9,348	9,866	10,419	11,008		
21年	4,991			4,526	4,752	4,991	5,245	5,514		
70歳	5,646			2年	82,017	56,809	66,046	76,768	89,231	103,741
				3年	83,149	58,099	67,249	77,828	90,075	104,274
				4年	78,613	56,138	64,541	74,210	85,350	98,202
		5年	74,000	53,986	61,661	70,448	80,523	92,090		
		6年	69,311	51,641	58,604	66,539	75,592	85,935		
		7年	64,544	49,095	55,367	62,479	70,554	79,735		
		8年	59,696	46,342	51,943	58,263	65,406	73,486		
		9年	54,764	43,375	48,326	53,887	60,141	67,181		
		10年	49,744	40,185	44,511	49,346	54,757	60,818		
		11年	44,636	36,767	40,492	44,636	49,250	54,394		
		12年	39,436	32,798	35,948	39,436	43,301	47,588		
		13年	34,141	28,669	31,272	34,141	37,305	40,797		
		14年	28,747	24,372	26,459	28,747	31,257	34,016		
		15年	23,247	19,900	21,500	23,247	25,154	27,240		
		16年	17,634	15,241	16,388	17,634	18,989	20,462		
		17年	11,900	10,385	11,113	11,900	12,752	13,674		
		18年	6,035	5,317	5,663	6,035	6,435	6,866		

基本年金の一括支払の支払額例表

女性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	5,703	2年	83,240	63,952	70,578	77,912	86,038	95,049
		3年	84,181	65,241	71,687	78,793	86,634	95,293
		4年	79,394	62,813	68,600	74,948	81,918	89,578
		5年	74,547	60,188	65,342	70,969	77,117	83,841
		6年	69,640	57,362	61,911	66,854	72,229	78,079
		7年	64,672	54,329	58,305	62,603	67,254	72,290
		8年	59,643	51,086	54,518	58,211	62,188	66,473
		9年	54,551	47,628	50,549	53,678	57,030	60,625
		10年	49,395	43,948	46,394	49,000	51,780	54,745
		11年	44,176	40,043	42,049	44,176	46,434	48,830
		12年	38,892	35,595	37,199	38,892	40,679	42,568
		13年	33,542	30,997	32,238	33,542	34,912	36,352
		14年	28,125	26,243	27,163	28,125	29,130	30,183
		15年	22,640	21,330	21,972	22,640	23,335	24,058
		16年	17,086	16,254	16,663	17,086	17,525	17,979
		17年	11,463	11,010	11,233	11,463	11,699	11,943
		18年	5,768	5,594	5,680	5,768	5,858	5,951
		60歳	5,659	2年	82,903	63,693	70,293	77,597
3年	83,827			64,967	71,386	78,462	86,270	94,893
4年	79,065			62,553	68,315	74,637	81,579	89,207
5年	74,243			59,943	65,075	70,679	76,802	83,499
6年	69,361			57,131	61,663	66,586	71,939	77,765
7年	64,417			54,115	58,075	62,356	66,988	72,005
8年	59,412			50,888	54,307	57,986	61,947	66,215
9年	54,343			47,447	50,357	53,474	56,814	60,395
10年	49,212			43,785	46,222	48,818	51,587	54,542
11年	44,016			39,898	41,897	44,016	46,266	48,654
12年	38,756			35,471	37,069	38,756	40,537	42,419
13年	33,429			30,893	32,130	33,429	34,795	36,230
14年	28,035			26,159	27,076	28,035	29,037	30,086
15年	22,572			21,267	21,907	22,572	23,265	23,986
16年	17,039			16,210	16,617	17,039	17,476	17,929
17年	11,435			10,984	11,206	11,435	11,671	11,914
18年	5,757			5,583	5,669	5,757	5,847	5,939
70歳	5,491			2年	85,322	65,551	72,343	79,861
		3年	86,246	66,842	73,446	80,726	88,759	97,631
		4年	81,656	64,603	70,554	77,083	84,252	92,131
		5年	77,009	62,175	67,500	73,312	79,663	86,609
		6年	72,304	59,556	64,280	69,412	74,992	81,065
		7年	67,541	56,740	60,891	65,380	70,237	75,497
		8年	62,720	53,722	57,331	61,214	65,396	69,902
		9年	57,838	50,498	53,596	56,913	60,467	64,279
		10年	52,897	47,063	49,682	52,473	55,450	58,625
		11年	47,894	43,413	45,588	47,894	50,342	52,940
		12年	42,831	39,201	40,967	42,831	44,800	46,880
		13年	37,707	34,846	36,241	37,707	39,247	40,867
		14年	32,520	30,345	31,408	32,520	33,683	34,900
		15年	27,270	25,693	26,466	27,270	28,107	28,978
		16年	21,955	20,886	21,411	21,955	22,518	23,102
		17年	16,574	15,920	16,242	16,574	16,916	17,268
		18年	11,123	10,788	10,953	11,123	11,297	11,476
		19年	5,601	5,485	5,542	5,601	5,661	5,722

基本年金の一括支払の支払額例表

女性・年金支払期間20年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	6,028	2年	79,916	61,457	67,793	74,801	82,562	91,165
		3年	81,182	62,975	69,165	75,987	83,509	91,814
		4年	76,399	60,495	66,041	72,121	78,794	86,125
		5年	71,533	57,801	62,725	68,099	73,969	80,386
		6年	66,583	54,884	59,215	63,919	69,032	74,594
		7年	61,546	51,738	55,505	59,576	63,980	68,747
		8年	56,422	48,358	51,591	55,068	58,810	62,842
		9年	51,209	44,735	47,466	50,389	53,521	56,877
		10年	45,905	40,864	43,127	45,538	48,108	50,849
		11年	40,509	36,736	38,567	40,509	42,569	44,755
		12年	35,019	32,065	33,502	35,019	36,621	38,312
		13年	29,434	27,211	28,295	29,434	30,630	31,887
		14年	23,750	22,169	22,942	23,750	24,595	25,479
		15年	17,967	16,933	17,440	17,967	18,516	19,087
		16年	12,083	11,497	11,785	12,083	12,391	12,711
		17年	6,095	5,855	5,973	6,095	6,220	6,349
		60歳	5,997	2年	79,785	61,356	67,681	74,678
3年	81,032			62,858	69,038	75,846	83,355	91,644
4年	76,261			60,386	65,921	71,990	78,651	85,968
5年	71,406			57,698	62,614	67,978	73,837	80,243
6年	66,466			54,788	59,111	63,807	68,911	74,463
7年	61,440			51,650	55,410	59,474	63,870	68,629
8年	56,327			48,277	51,504	54,975	58,712	62,737
9年	51,125			44,662	47,388	50,307	53,433	56,784
10年	45,832			40,799	43,058	45,465	48,031	50,768
11年	40,447			36,680	38,508	40,447	42,503	44,686
12年	34,968			32,018	33,453	34,968	36,567	38,256
13年	29,394			27,174	28,257	29,394	30,588	31,844
14年	23,721			22,142	22,914	23,721	24,565	25,448
15年	17,949			16,915	17,422	17,949	18,497	19,067
16年	12,073			11,488	11,776	12,073	12,382	12,701
17年	6,092			5,853	5,971	6,092	6,218	6,347
70歳	5,898			2年	79,810	61,375	67,702	74,702
		3年	81,003	62,836	69,013	75,819	83,325	91,612
		4年	76,272	60,395	65,931	72,001	78,663	85,982
		5年	71,456	57,738	62,657	68,026	73,889	80,299
		6年	66,553	54,859	59,189	63,891	69,001	74,561
		7年	61,561	51,751	55,519	59,591	63,996	68,764
		8年	56,478	48,406	51,642	55,123	58,869	62,905
		9年	51,301	44,817	47,552	50,481	53,618	56,980
		10年	46,028	40,974	43,243	45,660	48,237	50,985
		11年	40,656	36,870	38,708	40,656	42,723	44,918
		12年	35,183	32,215	33,659	35,183	36,792	38,492
		13年	29,607	27,371	28,461	29,607	30,810	32,075
		14年	23,922	22,329	23,108	23,922	24,773	25,663
		15年	18,125	17,081	17,593	18,125	18,678	19,255
		16年	12,211	11,619	11,910	12,211	12,523	12,846
		17年	6,177	5,934	6,054	6,177	6,303	6,434

基本年金の一括支払の支払額例表

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率0.75%・基準指標金利2.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	3,718	2年	85,747	59,217	68,948	80,259	93,427	108,779
		3年	86,324	60,145	69,717	80,799	93,648	108,566
		4年	83,177	59,235	68,195	78,519	90,429	104,190
		5年	80,005	58,216	66,578	76,165	87,172	99,826
		6年	76,810	57,087	64,864	73,738	83,876	95,473
		7年	73,591	55,845	63,052	71,236	80,540	91,131
		8年	70,348	54,489	61,142	68,659	77,164	86,796
		9年	67,080	53,017	59,131	66,006	73,746	82,470
		10年	63,787	51,427	57,019	63,277	70,287	78,149
		11年	60,470	49,717	54,804	60,470	66,786	73,834
		12年	57,128	47,427	52,028	57,128	62,784	69,066
		13年	53,760	45,067	49,201	53,760	58,793	64,354
		14年	50,367	42,634	46,321	50,367	54,812	59,699
		15年	46,948	40,128	43,388	46,948	50,840	55,098
		16年	43,503	37,546	40,400	43,503	46,877	50,551
		17年	40,031	34,887	37,358	40,031	42,924	46,059
		18年	36,532	32,148	34,260	36,532	38,980	41,619
		19年	33,007	29,329	31,105	33,007	35,045	37,232
		20年	29,454	26,427	27,892	29,454	31,119	32,897
		21年	25,873	23,441	24,622	25,873	27,202	28,614
		22年	22,265	20,369	21,292	22,265	23,294	24,381
		23年	18,629	17,209	17,901	18,629	19,394	20,198
		24年	14,964	13,958	14,450	14,964	15,502	16,064
		25年	11,269	10,614	10,935	11,269	11,617	11,979
		26年	7,545	7,175	7,357	7,545	7,739	7,941
		27年	3,789	3,639	3,713	3,789	3,868	3,949
		60歳	3,663	2年	87,759	60,607	70,566	82,143
3年	88,343			61,551	71,348	82,689	95,838	111,105
4年	85,258			60,717	69,902	80,484	92,692	106,798
5年	82,150			59,776	68,362	78,207	89,509	102,502
6年	79,018			58,727	66,728	75,857	86,286	98,217
7年	75,862			57,568	64,998	73,434	83,025	93,942
8年	72,682			56,297	63,171	70,937	79,724	89,676
9年	69,478			54,913	61,245	68,366	76,382	85,418
10年	66,249			53,412	59,220	65,719	73,000	81,166
11年	62,997			51,794	57,094	62,997	69,577	76,920
12年	59,720			49,579	54,389	59,720	65,634	72,200
13年	56,419			47,296	51,634	56,419	61,701	67,537
14年	53,093			44,942	48,828	53,093	57,778	62,930
15年	49,742			42,516	45,970	49,742	53,865	58,377
16年	46,366			40,017	43,059	46,366	49,963	53,878
17年	42,964			37,443	40,095	42,964	46,069	49,433
18年	39,536			34,792	37,077	39,536	42,185	45,041
19年	36,082			32,062	34,003	36,082	38,311	40,701
20年	32,601			29,252	30,873	32,601	34,445	36,413
21年	29,094			26,359	27,686	29,094	30,588	32,175
22年	25,559			23,383	24,442	25,559	26,740	27,988
23年	21,997			20,321	21,138	21,997	22,900	23,850
24年	18,407			17,170	17,775	18,407	19,069	19,761
25年	14,788			13,929	14,350	14,788	15,244	15,719
26年	11,139			10,594	10,862	11,139	11,426	11,724
27年	7,459			7,164	7,309	7,459	7,614	7,774
28年	3,748			3,634	3,690	3,748	3,807	3,867
70歳	3,669	2年	88,876	61,378	71,464	83,188	96,837	112,749
		3年	89,442	62,317	72,235	83,718	97,030	112,488
		4年	86,330	61,481	70,781	81,496	93,858	108,141
		5年	83,194	60,536	69,231	79,201	90,646	103,805
		6年	80,032	59,481	67,585	76,831	87,394	99,479
		7年	76,846	58,315	65,841	74,387	84,102	95,161
		8年	73,633	57,035	63,998	71,866	80,768	90,851
		9年	70,395	55,638	62,054	69,269	77,391	86,546
		10年	67,130	54,123	60,008	66,593	73,971	82,245
		11年	63,839	52,487	57,858	63,839	70,507	77,949
		12年	60,523	50,246	55,121	60,523	66,516	73,171
		13年	57,181	47,934	52,331	57,181	62,534	68,449
		14年	53,813	45,551	49,490	53,813	58,562	63,783
		15年	50,419	43,095	46,596	50,419	54,599	59,172
		16年	47,001	40,565	43,649	47,001	50,647	54,616
		17年	43,557	37,959	40,648	43,557	46,705	50,116
		18年	40,088	35,277	37,594	40,088	42,774	45,670
		19年	36,595	32,517	34,486	36,595	38,855	41,280
		20年	33,076	29,678	31,323	33,076	34,947	36,943
		21年	29,533	26,757	28,104	29,533	31,049	32,660
		22年	25,963	23,752	24,828	25,963	27,163	28,430
		23年	22,367	20,662	21,493	22,367	23,285	24,250
		24年	18,740	17,481	18,096	18,740	19,414	20,119
		25年	15,080	14,204	14,633	15,080	15,546	16,030
		26年	11,383	10,826	11,100	11,383	11,677	11,981
		27年	7,644	7,341	7,491	7,644	7,803	7,966
		28年	3,856	3,740	3,797	3,856	3,917	3,979

基本年金の一括支払の支払額例表

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.25%・基準指標金利2.50%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	4,042	2年	81,539	56,395	65,613	76,320	88,776	103,287
		3年	82,457	57,533	66,642	77,179	89,388	103,553
		4年	79,340	56,580	65,094	74,897	86,198	99,247
		5年	76,184	55,508	63,440	72,527	82,954	94,933
		6年	72,990	54,315	61,676	70,070	79,653	90,610
		7年	69,755	52,997	59,801	67,523	76,296	86,276
		8年	66,480	51,551	57,813	64,884	72,880	81,930
		9年	63,164	49,976	55,710	62,154	69,404	77,571
		10年	59,807	48,267	53,489	59,329	65,868	73,197
		11年	56,409	46,422	51,148	56,409	62,270	68,808
		12年	52,968	44,013	48,262	52,968	58,186	63,977
		13年	49,484	41,518	45,307	49,484	54,093	59,184
		14年	45,957	38,933	42,282	45,957	49,992	54,426
		15年	42,386	36,256	39,186	42,386	45,882	49,705
		16年	38,770	33,485	36,018	38,770	41,762	45,018
		17年	35,108	30,617	32,775	35,108	37,633	40,367
		18年	31,401	27,650	29,456	31,401	33,494	35,750
		19年	27,647	24,580	26,061	27,647	29,346	31,167
		20年	23,845	21,406	22,587	23,845	25,187	26,619
		21年	19,996	18,125	19,033	19,996	21,018	22,103
		22年	16,098	14,734	15,398	16,098	16,838	17,620
		23年	12,151	11,229	11,679	12,151	12,647	13,169
		24年	8,153	7,608	7,875	8,153	8,445	8,750
		25年	4,104	3,866	3,983	4,104	4,230	4,361
		60歳	4,046	2年	82,205	56,856	66,149	76,944
3年	83,115			57,993	67,174	77,796	90,102	104,380
4年	79,986			57,040	65,624	75,506	86,900	100,054
5年	76,816			55,968	63,966	73,129	83,642	95,720
6年	73,606			54,773	62,197	70,662	80,326	91,375
7年	70,355			53,453	60,316	68,104	76,952	87,018
8年	67,063			52,003	58,320	65,454	73,519	82,649
9年	63,729			50,423	56,208	62,709	70,025	78,265
10年	60,353			48,707	53,977	59,870	66,469	73,865
11年	56,935			46,855	51,625	56,935	62,851	69,449
12年	53,473			44,433	48,723	53,473	58,741	64,588
13年	49,969			41,924	45,751	49,969	54,623	59,763
14年	46,420			39,325	42,708	46,420	50,495	54,974
15年	42,825			36,632	39,593	42,825	46,357	50,220
16年	39,185			33,844	36,404	39,185	42,209	45,501
17年	35,498			30,957	33,139	35,498	38,051	40,815
18年	31,763			27,968	29,796	31,763	33,881	36,163
19年	27,979			24,875	26,374	27,979	29,698	31,542
20年	24,144			21,674	22,870	24,144	25,502	26,952
21年	20,258			18,362	19,282	20,258	21,293	22,392
22年	16,319			14,936	15,609	16,319	17,069	17,862
23年	12,327			11,391	11,847	12,327	12,830	13,359
24年	8,278			7,724	7,995	8,278	8,574	8,884
25年	4,172			3,931	4,049	4,172	4,300	4,433
70歳	4,333			2年	84,898	58,718	68,316	79,464
		3年	85,807	59,871	69,349	80,315	93,020	107,760
		4年	82,382	58,750	67,590	77,769	89,504	103,052
		5年	78,914	57,497	65,712	75,126	85,926	98,334
		6年	75,401	56,109	63,714	72,385	82,285	93,604
		7年	71,844	54,584	61,592	69,545	78,581	88,860
		8年	68,242	52,918	59,345	66,604	74,811	84,102
		9年	64,594	51,107	56,970	63,560	70,975	79,327
		10年	60,899	49,148	54,465	60,412	67,071	74,534
		11年	57,159	47,039	51,829	57,159	63,099	69,723
		12年	53,373	44,350	48,631	53,373	58,631	64,467
		13年	49,543	41,567	45,360	49,543	54,157	59,253
		14年	45,666	38,687	42,015	45,666	49,676	54,082
		15年	41,745	35,708	38,594	41,745	45,188	48,953
		16年	37,779	32,629	35,097	37,779	40,695	43,868
		17年	33,768	29,448	31,524	33,768	36,197	38,826
		18年	29,713	26,164	27,873	29,713	31,694	33,829
		19年	25,614	22,773	24,145	25,614	27,188	28,876
		20年	21,469	19,273	20,336	21,469	22,677	23,966
		21年	17,278	15,661	16,446	17,278	18,161	19,098
		22年	13,039	11,934	12,472	13,039	13,639	14,272
		23年	8,750	8,086	8,410	8,750	9,107	9,483
		24年	4,406	4,111	4,255	4,406	4,564	4,729

基本年金の一括支払の支払額例表

女性・年金支払期間30年・基本保険金額10万米ドル・積立利率1.75%・基準指標金利3.00%

(単位:米ドル)

契約年齢	基本年金額	契約日からの経過年数	基本年金の一括支払の支払額の基準となる金額	基本年金の一括支払の支払額				
				基準指標金利の変動幅				
				2.00%上昇	1.00%上昇	同水準	1.00%低下	2.00%低下
50歳	4,375	2年	77,490	53,673	62,400	72,530	84,306	98,014
		3年	78,712	54,999	63,661	73,675	85,268	98,709
		4年	75,576	53,970	62,049	71,344	82,054	94,410
		5年	72,386	52,809	60,316	68,912	78,767	90,082
		6年	69,140	51,514	58,460	66,375	75,406	85,724
		7年	65,838	50,079	56,476	63,731	71,969	81,334
		8年	62,478	48,502	54,363	60,979	68,454	76,911
		9年	59,060	46,778	52,117	58,115	64,859	72,452
		10年	55,582	44,902	49,735	55,138	61,184	67,957
		11年	52,044	42,870	47,213	52,044	57,425	63,422
		12年	48,445	40,291	44,161	48,445	53,193	58,460
		13年	44,783	37,605	41,020	44,783	48,933	53,514
		14年	41,057	34,810	37,789	41,057	44,643	48,583
		15年	37,266	31,901	34,466	37,266	40,324	43,667
		16年	33,408	28,875	31,048	33,408	35,974	38,765
		17年	29,483	25,729	27,533	29,483	31,593	33,877
		18年	25,490	22,458	23,919	25,490	27,180	29,002
		19年	21,425	19,060	20,202	21,425	22,736	24,140
		20年	17,290	15,530	16,382	17,290	18,258	19,290
		21年	13,081	11,863	12,454	13,081	13,746	14,452
		22年	8,798	8,056	8,417	8,798	9,201	9,626
		23年	4,439	4,104	4,267	4,439	4,620	4,809
		60歳	4,415	2年	78,635	54,466	63,322	73,602
3年	79,857			55,799	64,587	74,746	86,508	100,145
4年	76,681			54,758	62,955	72,387	83,252	95,789
5年	73,448			53,584	61,201	69,923	79,923	91,403
6年	70,158			52,272	59,320	67,352	76,516	86,986
7年	66,811			50,819	57,311	64,673	73,032	82,536
8年	63,405			49,221	55,169	61,883	69,469	78,051
9年	59,938			47,473	52,892	58,979	65,824	73,530
10年	56,412			45,572	50,477	55,961	62,097	68,971
11年	52,824			43,513	47,921	52,824	58,285	64,373
12年	49,175			40,898	44,826	49,175	53,994	59,340
13年	45,462			38,175	41,642	45,462	49,674	54,325
14年	41,684			35,341	38,366	41,684	45,325	49,325
15年	37,840			32,392	34,997	37,840	40,945	44,339
16年	33,929			29,325	31,532	33,929	36,534	39,369
17年	29,949			26,135	27,968	29,949	32,092	34,411
18年	25,898			22,819	24,302	25,898	27,616	29,467
19年	21,775			19,371	20,532	21,775	23,107	24,534
20年	17,578			15,788	16,655	17,578	18,562	19,612
21年	13,305			12,065	12,667	13,305	13,981	14,699
22年	8,953			8,198	8,565	8,953	9,362	9,795
23年	4,521			4,179	4,346	4,521	4,704	4,897
70歳	4,834			2年	80,479	55,743	64,807	75,328
		3年	81,681	57,074	66,062	76,454	88,484	102,433
		4年	78,052	55,737	64,081	73,681	84,742	97,502
		5年	74,357	54,247	61,958	70,788	80,912	92,535
		6年	70,596	52,598	59,690	67,772	76,993	87,528
		7年	66,767	50,786	57,273	64,630	72,984	82,481
		8年	62,868	48,805	54,703	61,359	68,881	77,390
		9年	58,898	46,649	51,974	57,955	64,681	72,253
		10年	54,855	44,314	49,084	54,416	60,382	67,067
		11年	50,738	41,794	46,028	50,738	55,983	61,830
		12年	46,546	38,712	42,430	46,546	51,108	56,169
		13年	42,279	35,502	38,727	42,279	46,197	50,522
		14年	37,934	32,161	34,915	37,934	41,247	44,887
		15年	33,508	28,684	30,991	33,508	36,258	39,264
		16年	29,001	25,065	26,952	29,001	31,228	33,650
		17年	24,407	21,299	22,793	24,407	26,154	28,044
		18年	19,725	17,380	18,510	19,725	21,034	22,443
		19年	14,950	13,300	14,097	14,950	15,865	16,845
		20年	10,078	9,051	9,548	10,078	10,642	11,244
		21年	5,101	4,626	4,857	5,101	5,361	5,636

参考

約款

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)普通保険約款 …	P.70 ~ 82
指定代理請求特約条項 ……………	P.83 ~ 85
保険料円入金特約条項 ……………	P.86
円支払特約条項(12) ……………	P.87 ~ 89
年金円支払特約条項 ……………	P.90
年金額分割払特約条項(20) ……………	P.91

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 用語の意義	第1条 (用語の意義)
2. 通貨	第2条 (通貨)
3. 積立利率	第3条 (積立利率)
4. 責任開始期	第4条 (会社の責任開始期および契約日) 第5条 (保険証券)
5. 保険料の払込	第6条 (保険料の払込)
6. 年金の支払	第7条 (年金の種類) 第8条 (年金額) 第9条 (基本年金、介護加算年金または死亡一時金の支払) 第10条 (年金受取人) 第11条 (年金証書) 第12条 (基本年金の一括支払)
7. 死亡保険金の支払	第13条 (死亡保険金額) 第14条 (死亡保険金の支払)
8. 基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求、支払時期および支払場所	第15条 (基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求) 第16条 (基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)
9. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	第17条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)
10. 告知義務および告知義務違反による解除	第18条 (告知義務) 第19条 (告知義務違反による解除) 第20条 (保険契約を解除できない場合)
11. 重大事由による解除	第21条 (重大事由による解除)
12. 解約および解約払戻金	第22条 (解約) 第23条 (解約払戻金) 第24条 (死亡保険金受取人による保険契約の存続)
13. 死亡保険金受取人の変更	第25条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更) 第26条 (遺言による死亡保険金受取人の変更) 第27条 (死亡保険金受取人の死亡)
14. 保険契約者の変更	第28条 (保険契約者の変更)
15. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者	第29条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)
16. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理	第30条 (年齢の計算) 第31条 (年齢または性別の誤りの処理)
17. 保険契約者の住所の変更	第32条 (保険契約者の住所の変更)
18. 契約者配当	第33条 (契約者配当)
19. 時効	第34条 (時効)
20. 管轄裁判所	第35条 (管轄裁判所)
21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更	第36条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)
22. 国際制裁先に関する対応	第37条 (国際制裁先に関する対応)
別表1 請求書類	
別表2 指標金利	
別表3 解約払戻金	
別表4 基本年金の一括支払	
別表5 公的介護保険制度	
別表6 要介護2以上の状態	
別表7 薬物依存	

介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)普通保険約款

この保険の内容

1. この保険は、指定通貨および年金支払期間に応じて積立利率を設定し、基本保険金額にもとづき年金額を定める仕組の保険料一時払の個人年金保険であって、次の給付を主な内容とするものです。

(1)年金および死亡一時金

年金の種類	給付内容	
介護加算付死亡時保証金額付有期年金	基本年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者が生存している限り支払います。
	介護加算年金	年金支払開始日以後に公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当した被保険者が、年金支払期間中生存している限り支払います。
	死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の死亡時保証期間中に死亡したときは、死亡時保証金額からすでに支払った基本年金の合計額を差し引いた額または基本年金の一括支払の額のうち、いずれか大きい額を支払います。

(2)死亡保険金

被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

2. この保険の通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかとします。

1. 用語の意義

第1条(用語の意義)

この保険契約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡保険金額および死亡時保証金額の基準となる額をいい、一時払保険料と同額とします。

(2)「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、基本年金の支払を開始する日をいい、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日とします。

(3)「年金支払日」

「年金支払日」とは、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。(年金支払開始日を含みます。)

(4)「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、基本年金を支払う期間をいい、保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が指定した期間とします。

(5)「死亡時保証金額」

「死亡時保証金額」とは、死亡一時金を支払う際の基準となる額をいい、基本保険金額に保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が指定した保証割合を乗じた額とします。

(6)「死亡時保証期間」

「死亡時保証期間」とは、年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときに死亡一時金を支払う期間をいい、年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる基本年金の合計額が初めて死亡時保証金額以上となる年金支払日の前日までの期間とします。

(7)「積立金」および「積立金額」

「積立金」とは、将来の基本年金および介護加算年金(以下、基本年金および介護加算年金を総称して「年金」といいます。)ならびに死亡一時金および死亡保険金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、「積立金額」は、契約日における積立利率を適用して、経過した年月日数にもとづき会社の定める方法により計算します。

2. 通貨

第2条(通貨)

1. この保険における通貨は、円、米ドル(アメリカ合衆国通貨のことをいいます。)または豪ドル(オーストラリア通貨のことをいいます。)のいずれかとします。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で通貨を指定するものとします。(以下、指定した通貨を「指定通貨」といいます。)

3. 保険料の払込または年金の支払等、保険契約にかかわる金銭の授受は、全て指定通貨をもって行います。

3. 積立利率

第3条(積立利率)

1. 積立利率は、指定通貨および年金支払期間に応じて設定するもので、第2項に定める指標金利の会社所定の期間における平均値(以下、「基準指標金利」といいます。)に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、会社の定める保険関係費率を差し引いた利率とします。
2. 指標金利は別表2により定まるものとします。ただし、会社は、将来の運用情勢の変化により指標金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど指標金利を積立利率の計算に用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

4. 責任開始期

第4条(会社の責任開始期および契約日)

1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料に相当する金額(以下、「一時払保険料相当額」といいます。)を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 前項の会社が責任を開始する日(以下、「責任開始日」といいます。)を契約日とし、保険期間は、契約日からその日を含めて計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

第5条(保険証券)

1. 第4条(会社の責任開始期および契約日)第3項に規定する保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 指定通貨
 - (6) 年金支払開始日および年金支払期間
 - (7) 基本保険金額
 - (8) 死亡保険金額
 - (9) 基本年金額および介護加算年金額
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日
2. 前項の保険証券は、保険契約の締結時に限り発行します。

5. 保険料の払込

第6条(保険料の払込)

この保険契約の保険料払込方法は一時払のみとし、保険契約者は、会社の指定する金融機関等の口座に払い込むことを要します。

6. 年金の支払

第7条(年金の種類)

この保険契約の年金の種類は介護加算付死亡時保証金額付有期年金とします。

第8条(年金額)

1. 基本年金額は、基本保険金額にもとづき、契約日における会社の定める率により計算します。
2. 介護加算年金額は、基本年金額に、保険契約の締結の際における会社の定める範囲内で保険契約者が指定した割合を乗じた額とします。

第9条(基本年金、介護加算年金または死亡一時金の支払)

1. 基本年金、介護加算年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて基本年金、介護加算年金または死亡一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。
2. 前項の基本年金、介護加算年金または死亡一時金ならびにそれぞれに対応する支払事由、支払額、受取人および免

責事由は次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	基本年金 (1)第1回の基本年金 被保険者が年金支払開始日に生存しているとき (2)第2回以後の基本年金 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第8条(年金額)第1項に定める基本年金額	年金受取人	—
	介護加算年金 (1)第1回の介護加算年金 被保険者が次のいずれにも該当したとき ①責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日まで別表5に定める公的介護保険制度(以下、「公的介護保険制度」といいます。)による要介護認定を受け、別表6に定める要介護2以上の状態(以下、「要介護2以上の状態」といいます。)に該当していると認定されたこと ②年金支払期間中の年金支払日に生存していること (2)第2回以後の介護加算年金 第1回の介護加算年金が支払われた場合で、被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第8条(年金額)第2項に定める介護加算年金額		被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存(別表7) (4)戦争その他の変乱
死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の死亡時保証期間中に死亡したとき	被保険者の死亡した日(以下、「死亡日」といいます。)における次の額のうち、いずれか大きい額 (1)死亡時保証金額からすでに支払事由の発生した基本年金の合計額を差し引いた額 (2)基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡保険金受取人の故意により死亡したとき

- 前項の第1回の介護加算年金の支払事由の①について、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じた日を、第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当したときとします。
- 被保険者が戦争その他の変乱により介護加算年金の支払事由に該当した場合でも、その原因により介護加算年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護加算年金を全額支払い、または削減して支払います。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始日前に発病した疾病を直接の原因として第2項に定める第1回の介護加算年金の支払事由の①に該当したときでも、責任開始日以後の原因によるものとみなして、第2項の規定を適用します。
 - その疾病について、保険契約の締結の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックで異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されたことがな

い場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. 本条の規定により介護加算年金が支払われたときは、会社は、年金証書に表示します。
7. 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていた場合、一時払保険料相当額(その認定の効力が生じた日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金の額を下回るときは、解約払戻金の額)を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。この場合の一時払保険料相当額の請求、支払時期および支払場所については、第15条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)および第16条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)の規定を準用します。
8. 第1項から第5項までの規定にかかわらず、すでに第12条(基本年金の一括支払)の規定による基本年金の一括支払がなされている場合には、死亡一時金は支払いません。
9. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合には、会社は、年金受取人の法定相続人に死亡日における第12条(基本年金の一括支払)第1項に定める支払額の基準となる金額(ただし、死亡一時金の額を上限とします。)を支払います。
10. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡一時金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の死亡日における第12条(基本年金の一括支払)第1項に定める支払額の基準となる金額(ただし、支払わない部分の死亡一時金の額を上限とします。)を年金受取人の法定相続人に支払います。

第10条(年金受取人)

1. この保険契約において、年金受取人は被保険者とします。
2. 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第11条(年金証書)

会社は第1回の基本年金を支払う際に、年金証書を年金受取人に発行します。

第12条(基本年金の一括支払)

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、死亡時保証期間中の最終の年金支払日以前に限り、別表1に定める書類を会社に提出して将来の基本年金の支払に代えて、基本年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、残存死亡時保証期間中の未払の基本年金の現価相当額および死亡一時金の支払のために必要な額として会社の定める方法により計算した金額の合計額を基準として別表4に定める方法により計算した金額となります。
2. 前項の規定により基本年金の一括支払が行われたときは、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が、死亡時保証期間経過後、年金支払期間中の年金支払日に生存しているときは、第9条(基本年金、介護加算年金または死亡一時金の支払)第2項の規定により基本年金を支払います。
 - (2) 被保険者が、残存死亡時保証期間中に死亡したときは、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - (3) 会社は、年金証書に表示します。

7. 死亡保険金の支払

第13条(死亡保険金額)

死亡保険金の額は、死亡日における次の各号のうち、いずれか大きい額とします。

- (1) 基本保険金額
- (2) 解約払戻金額

第14条(死亡保険金の支払)

1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。
2. 前項の死亡保険金ならびにそれに対応する支払事由、支払額、受取人および免責事由は次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡したとき	第13条(死亡保険金額)に定める死亡保険金の額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 保険契約者の故意 (4) 戦争その他の変乱

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け

取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金(ただし、支払わない部分の死亡保険金額を上限とします。)を保険契約者に支払います。

5. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額支払い、または削減して支払います。
6. 免責事由に該当して死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険契約者に死亡日の積立金(ただし、死亡保険金額を上限とします。)を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、死亡日の解約戻戻金(ただし、その日における積立金額を上限とします。)を支払います。

8. 基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

第15条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)

1. 基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金等の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 支払事由が生じた保険金等の受取人は、すみやかに別表1に定める書類を会社へ提出してその支払を請求してください。

第16条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)

1. 保険金等は、第15条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社へ到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。
2. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第15条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社へ到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。この場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第21条(重大事由による解除)第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までに定める事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第15条(基本年金、介護加算年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社へ到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

9. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第17条(詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

1. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および告知義務違反による解除

第18条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が所定の書面(会社所定の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。))による場合を含みます。以下、本条において同じ。)で告知を求めた事項について、会社にその書面で告知することを要します。

第19条(告知義務違反による解除)

1. 会社は、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金等を支払いません。なお、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときには、その返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人が証明したときは、会社は、保険金等を支払います。
4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、保険契約者に対して通知します。ただし、保険契約者が不明であるか、もしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合の払戻金の額は、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は会社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金の額(年金支払開始日以後は、基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額)とします。ただし、その日における積立金額(年金支払開始日以後は、その日における支払額の基準となる金額)を上限とします。

第20条(保険契約を解除できない場合)

1. 会社は、次のいずれかの場合には、第19条(告知義務違反による解除)の規定による解除をすることができません。
 - (1)会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2)会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第18条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 - (3)保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条(告知義務)の告知をしなないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4)会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5)保険契約が責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年経過前に被保険者が解除の原因となる事実にもとづいて公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じていたときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第18条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

11. 重大事由による解除

第21条(重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1)保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。)、年金受取人または死亡保険金受取人が、介護加算年金または死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問い

ません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 (2)この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 (3)保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合

- ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項について同じ。)を支払いません。なお、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、保険契約者に対して通知します。ただし、保険契約者が不明であるか、もしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合の払戻金の額は、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は会社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した解約払戻金の額(年金支払開始日以後は、基本年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額)とします。ただし、その日における積立金額(年金支払開始日以後は、その日における支払額の基準となる金額)を上限とします。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約および解約払戻金

第22条(解約)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の解約を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。保険契約の解約は、解約の書類を会社が受け付けた日(以下、「解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。

第23条(解約払戻金)

1. 解約払戻金の額は、解約日の積立金額にもとづき、別表3に定める算式により計算される金額とします。
2. 解約払戻金は、別表1に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本社で支払います。

第24条(死亡保険金受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1)保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2)保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合には、前

項までの規定は適用しません。

13. 死亡保険金受取人の変更

第25条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

1. 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)は、死亡保険金(年金支払開始日以後は死亡一時金。以下、本条において同じ。)の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 保険契約者が前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券(年金支払開始日以後は年金証書)に表示します。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第26条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

1. 第25条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)は、死亡保険金(年金支払開始日以後は死亡一時金。以下、本条において同じ。)の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第27条(死亡保険金受取人の死亡)

1. 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

14. 保険契約者の変更

第28条(保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第29条(保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、保険契約について会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じるものとします。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。
4. 第1項および第2項の規定は死亡保険金受取人が2人以上いる場合において準用します。

16. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第30条(年齢の計算)

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第31条(年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書(会社所定の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。))による場合を含みます。以下、本条において同じ。)に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおりとします。

(1)誤りが発見された日が年金支払開始日前である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の契約年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

(2)誤りが発見された日が年金支払開始日以後である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の年金支払開始日の年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を年金受取人に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとします。

17. 保険契約者の住所の変更

第32条(保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

18. 契約者配当

第33条(契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

19. 時効

第34条(時効)

基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

20. 管轄裁判所

第35条(管轄裁判所)

この保険契約における基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険契約者もしくは基本年金、介護加算年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第36条(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

会社は、公的介護保険制度等の改正が行われた場合で、その改正内容がこの保険契約の介護加算年金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって介護加算年金の支払事由を変更することがあります。この場合、会社はその旨を、支払事由を変更する日(「支払事由変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に通知します。

22. 国際制裁先に関する対応

第37条(国際制裁先に関する対応)

会社は、この保険契約による基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金の支払その他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商的制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による基本年金、介護加算年金、死亡一時金、死亡保険金、一時払保険料相当額または払戻金の支払その他の一切の利益の提供を行いません。

別表1 請求書類

(1)基本年金・介護加算年金・死亡一時金・死亡保険金・一時払保険料相当額の請求書類

項目	請求書類
1. 基本年金 (第2回以後の介護加算年金、基本年金の一括支払を含みます。)	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4)年金証書(第1回の基本年金の支払の場合には保険証券)
2. 第1回の介護加算年金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したことを証する書類 (4)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5)年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6)年金証書(第1回の基本年金の支払と同時に請求する場合には保険証券)
3. 死亡一時金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)年金証書
4. 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券
5. 一時払保険料相当額	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したことを証する書類 (4)保険契約者の印鑑証明書 (5)保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2)その他の請求書類

項目	請求書類
1. 解約	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2. 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の請求書 (2)死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3)債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
3. 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書) (3)保険証券または年金証書
4. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の請求書 (2)法律上有効な遺言(写し) (3)保険証券
5. 保険契約者の変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 指標金利

指標金利は、指定通貨および契約日における残存年数(「契約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数」に「年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」を加えた年数(1年未満の端数日があるときは、切り上げ。))とします。)に応じた下表の利回りとします。この場合において、該当する年限がないときは線形補間により算出します。

指 定 通 貨	国 債 の 利 回 り
米ドルの場合	米国債流通利回り

別表3 解約払戻金

解約払戻金の額は次の算式によって計算される金額とします。

積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除の額

(注1)解約控除がない保険契約の場合は、解約払戻金の額は「積立金額 × 市場価格調整率」となります。

(注2)市場価格調整率とは、次の算式によって計算される率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の基準指標金利}}{1 + \text{解約日に適用される調整用基準指標金利}} \right] \text{残存月数} / 12$$

- ・「適用されている積立利率の基準指標金利」とは、この保険契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利とします。
- ・「解約日に適用される調整用基準指標金利」とは、解約日(死亡の場合は、死亡日とします。以下、別表3において同じ。)を契約日とみなして、この保険契約と同一の指定通貨で、契約日における残存年数をこの保険契約の解約日における残存年数とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、設定されることとなる積立利率に適用されることとなる基準指標金利とします。
- ・「残存月数」とは、「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの月数」に「年金支払期間の月数から12を差し引いた月数を2で除した月数」を加えた月数とし、1年未満の端数日があるときは、切り上げます。
- ・「解約日における残存年数」とは、「解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数」に「年金支払期間の年数から1を差し引いた年数を2で除した年数」を加えた年数とし、1年未満の端数日があるときは、切り上げます。

(注3)解約控除の額は、「積立金額または基本保険金額のうち、いずれか小さい額 × 会社の定める解約控除率」となります。

別表4 基本年金の一括支払

基本年金の一括支払の支払額は次の算式によって計算される金額とします。

第12条(基本年金の一括支払)第1項に定める支払額の基準となる金額 × 市場価格調整率
- 基本年金一括支払控除の額

(注1)基本年金一括支払控除がない保険契約の場合は、基本年金の一括支払の支払額は、「第12条(基本年金の一括支払)第1項に定める支払額の基準となる金額 × 市場価格調整率」となります。

(注2)市場価格調整率とは、次の算式によって計算される率とします。

$$\left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の基準指標金利}}{1 + \text{請求受付日に適用される調整用基準指標金利}} \right] \text{残存月数} / 12$$

- ・「適用されている積立利率の基準指標金利」とは、この保険契約に適用されている積立利率の設定の際に適用された基準指標金利とします。
- ・「請求受付日に適用される調整用基準指標金利」とは、請求受付日(基本年金の一括支払の書類を会社が受け付けた日をいいます。また、死亡の場合は、死亡日とします。以下、別表4において同じ。)を契約日とみなして、この保険契約と同一の指定通貨で、契約日における残存年数をこの保険契約の請求受付日における残存年数とした新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、設定されることとなる積立利率に適用されることとなる基準指標金利とします。
- ・「残存月数」とは、請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの月数から12を差し引いた月数を2で除した月数とし、1年未満の端数日があるときは、切り上げます。
- ・「請求受付日における残存年数」とは、請求受付日からその日を含めて、年金支払期間の末日までの年数から1を差し引いた年数を2で除した年数とし、1年未満の端数日があるときは、切り上げます。

(注3)基本年金一括支払控除の額は、「第12条(基本年金の一括支払)第1項に定める支払額の基準となる金額または基本保険金額のうち、いずれか小さい額 × 会社の定める基本年金一括支払控除率」となります。

別表5 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

別表6 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表7 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

指定代理請求特約条項 目次

第1条 (特約の締結)
第2条 (特約の対象となる年金)
第3条 (指定代理請求人等による年金の請求)
第4条 (指定代理請求人の指定および変更)
第5条 (特約の解約)
第6条 (解除の通知)
第7条 (主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)
第8条 (遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)
第9条 (主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

別表1 請求書類

指定代理請求特約条項

この特約は、年金受取人が年金を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することを可能とするものです。

第1条(特約の締結)

- この特約は、次の各号のとおり主契約に付加するものとします。
 - 主契約締結の際または年金支払開始日前においては、保険契約者からの申出により付加することができます。
 - 年金支払開始日以後は、年金受取人からの申出により付加することができます。
- この特約が付加されたときは、保険証券または年金証書に指定代理請求人の氏名を表示します。

第2条(特約の対象となる年金)

この特約の対象となる年金は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の年金(死亡一時金を含みます。以下同じ。)とします。

第3条(指定代理請求人等による年金の請求)

- 年金受取人が年金を請求できない次の各号に定めるいずれかの事情があるときは、第4条(指定代理請求人の指定および変更)の規定により指定または変更された指定代理請求人が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
 - 傷害または疾病により、年金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - その他、前号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当する者であることを要します。
 - 次の範囲内の者
 - 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - 年金受取人の直系血族
 - 前②に定めるほか、年金受取人の3親等内の親族
 - 前号のほか、次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等により、その事実が確認でき、かつ年金受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると会社が認める者
 - 前号以外の者で年金受取人と同居または年金受取人と生計を一にしている者
 - 年金受取人との財産管理契約により財産管理を行っている者
- 年金受取人が第1項各号に定める年金を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、年金受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合には年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族)が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
 - 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - 指定代理請求人が第1項の請求時において前項に定める範囲外である場合
 - 指定代理請求人が指定されていない場合
 - 指定代理請求人が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合
- 第1項から前項までの規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条による年金の請求の場合に準用します。
- 本条の規定にかかわらず、故意に年金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および

第3項に定める年金受取人の代理人としての取扱を受けることができません。

7. 主約款または主契約に付加されている所定の特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)に定める年金の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める年金受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

第4条(指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者はこの特約の付加時に、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項に定める範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定代理請求人として指定するものとします。
2. 保険契約者による指定代理請求人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
3. 保険契約者は、年金支払開始日前において、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
4. 年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合は、第1項にかかわらず年金受取人が、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項に定める範囲内で、指定代理請求人を指定するものとします。
5. 年金受取人は、年金支払開始日以後、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
6. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合または変更された場合は、その年金受取人についての指定代理請求人の指定は無効となります。

第5条(特約の解約)

会社は、次の各号のとおりこの特約の解約を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、保険証券に表示を受けることを要します。
- (2) 年金受取人は、年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、年金証書に表示を受けることを要します。

第6条(解除の通知)

この特約を付加した場合、主約款または特約条項に定める告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその所在が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できないときには、主約款または特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人または第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第3項に定める年金受取人の代理人に通知することがあります。

第7条(主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

主契約に年金支払移行特約が付加されており、かつ、その特約の規定により年金支払に移行した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定を適用します。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行した場合、年金支払に移行した部分(年金基金が複数設定されたときは、それぞれの部分)と年金支払に移行していない部分のそれぞれについて別個にこの特約を適用するものとします。

第8条(遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)

1. 遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とするときは、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 遺族年金支払特約による年金の基金設定日以後、その年金受取人は、会社の承諾を得て、遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とし、この特約を付加することができます。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されない限り、遺族年金支払特約による年金はこの特約の対象となる年金には該当しません。
2. 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、次の各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 第1条(特約の締結)第1項第1号、第4条(指定代理請求人の指定および変更)第1項から第3項ならびに第5条(特約の解約)第1号の規定は適用しません。
 - (2) 「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定(前号に定める各規定を除きます。)を適用します。
 - (3) 第2条(特約の対象となる年金)を次のとおり読み替えます。

「第2条(特約の対象となる年金)
この特約の対象となる年金は、遺族年金支払特約による年金(死亡時の一時金を含みます。以下同じ。)とします。」

第9条(主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合は、第2条(特約の対象となる年金)を次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる年金は、この特約が付加された主契約の年金(基本年金および介護加算年金をいいます。)とします。」

別表1 請求書類

項目	請求書類
指定代理請求人等による年金の代理請求	(1)普通保険約款および特約条項に定める年金の請求書類 (2)指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3)指定代理請求人または代理人の住民票 (4)指定代理請求人または代理人の印鑑証明書 (5)年金受取人、指定代理請求人または代理人の健康保険証の写し (6)指定代理請求人が年金受取人の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
指定代理請求人の指定または変更	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書) (3)保険証券または年金証書

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

保険料円入金特約条項 目次

この特約の内容

第1条 (特約の締結)

第2条 (特約の適用)

第3条 (外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

保険料円入金特約条項

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

1. この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

第2条(特約の適用)

1. この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとしします。
2. 会社は、円で受領した保険料を、会社の定める計算方法により、主約款で定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建保険料を受領したのものとして、主約款の規定を適用します。

第3条(外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

1. 前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日(以下「受領日」といいます。)における会社所定の為替レートをを用いるものとしします。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。

円支払特約条項(12) 目次

この特約の内容

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (解約払戻金を支払う場合の取扱)
- 第3条 (死亡保険金を支払う場合の取扱)
- 第4条 (年金を支払う場合の取扱)
- 第5条 (年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)
- 第6条 (死亡一時金を支払う場合の取扱)
- 第7条 (会社所定の為替レートの下限の変更)
- 第8条 (特約の消滅)
- 第9条 (主約款の規定の準用)
- 第10条 (主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則)
- 第11条 (主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合の特則)
- 第12条 (主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合の特則)
- 第13条 (主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

円支払特約条項(12)

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の解約払戻金、死亡保険金、年金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円により支払う取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の解約払戻金を請求する際、死亡保険金を請求する際、第1回の年金を請求する際、年金の一括支払を請求する際または死亡一時金を請求する際、保険契約者(死亡保険金の請求の場合は死亡保険金受取人とし、年金、年金の一括支払または死亡一時金の請求の場合は年金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

第2条(解約払戻金を支払う場合の取扱)

1. 円により解約払戻金を支払う場合には、解約日または一部解約日(これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて解約払戻金を円に換算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する解約日または一部解約日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第3条(死亡保険金を支払う場合の取扱)

1. 円により死亡保険金を支払う場合には、請求書類を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて死亡保険金を円に換算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社が受け付けた日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第4条(年金を支払う場合の取扱)

1. 円により年金を支払う場合には、第1回の年金支払の際、年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて外国通貨建の年金原資を一括して円に換算し、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める年金の種類にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率により年金額を計算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
3. 第1回の年金額が会社の定める金額に満たないときは、主約款の規定にかかわらず、会社は、年金の支払を行わず、円換算の年金原資額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
4. 第1回の年金額が会社の定める金額をこえるときは、主約款の規定にかかわらず、年金額は会社の定める上限の額とし、この金額をこえる部分については、その部分に対応する円換算の年金原資額を一時に年金受取人に支払います。

5. 本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後指定通貨が円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を適用します。

第5条(年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)

1. 円により年金の一括支払の支払額を支払う場合には、年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて年金の一括支払の支払額を円に換算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第6条(死亡一時金を支払う場合の取扱)

1. 円により死亡一時金を支払う場合には、請求書類を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートをを用いて死亡一時金を円に換算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社が受け付けた日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第7条(会社所定の為替レートの下限の変更)

前条までの規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、会社は、会社所定の為替レートの下限を変更することがあります。この場合、会社は、保険契約者にその旨を通知します。

第8条(特約の消滅)

第2条(解約払戻金を支払う場合の取扱)、第3条(死亡保険金を支払う場合の取扱)、第5条(年金の一括支払の支払額を支払う場合の取扱)または第6条(死亡一時金を支払う場合の取扱)の規定により円に換算した金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

第9条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条(主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(通貨指定型)の場合で、主約款の規定により収益分配金相当額を自動的に一部解約払戻金として受け取ることを指定したときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1)第1条(特約の締結)の規定にかかわらず、この特約は、主契約締結の際または年金支払開始日前において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結することができます。
- (2)前号の規定によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。
- (3)第8条(特約の消滅)の規定は適用しません。
- (4)保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第11条(主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(豪ドル建)の場合は、第4条(年金を支払う場合の取扱)第5項を「5. 本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後主契約の通貨は円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を準用して取扱います。」と読み替えて適用します。

第12条(主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合の特則)

主契約が変額個人年金保険(米ドル建)の場合は、第4条(年金を支払う場合の取扱)第5項を「5. 本条を適用して年金原資額を円に換算して年金を支払う場合は、以後主契約の通貨は円であるとみなして主約款の年金の支払の規定を準用して取扱います。」と読み替えて適用します。

第13条(主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1)第1条(特約の締結)を次のとおり読み替えます。
「この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の解約払戻金を請求する際、死亡保険金を請求する際、一時払保険料相当額を請求する際、基本年金の一括支払を請求する際または死亡一時金を請求する際、保険契約者(死亡保険金または死亡一時金の請求の場合は死亡保険金受取人とし、年金または基本年金の一括支払の請求の場合は年金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。」
- (2)被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が年金支払開始日前に生じていたことにより、主約款の規定により一時払保険料相当額を支払うときは、次の各号のとおり取り扱います。

- ①円により一時払保険料相当額を支払う場合には、請求書類を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて一時払保険料相当額を円に換算します。
- ②本号①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社が受け付けた日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- ③第8条(特約の消滅)の規定にかかわらず、本号の規定により円に換算した金額を支払ったときも、この特約は消滅します。
- (3)第4条(年金を支払う場合の取扱)の規定は適用しません。

年金円支払特約条項 目次

この特約の内容

- 第1条 (特約の締結)
 - 第2条 (年金を支払う場合の取扱)
 - 第3条 (会社所定の為替レートの下限の変更)
 - 第4条 (特約の解約)
 - 第5条 (主約款の規定の準用)
-

年金円支払特約条項

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約が外国通貨建の場合において、外国通貨建の年金を円により支払う取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後において、年金受取人から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

第2条(年金を支払う場合の取扱)

1. 円により年金を支払う場合には、年金支払日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日。以下、本条において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて年金を円に換算します。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または請求書類を会社が受け付けた日のいずれか遅い日における対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第3条(会社所定の為替レートの下限の変更)

前条の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場(TTB)が消滅したときなど対顧客電信買相場(TTB)を使用することが適切でなくなった場合は、会社は、会社所定の為替レートの下限を変更することがあります。この場合、会社は、保険契約者にその旨を通知します。

第4条(特約の解約)

年金受取人は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の通貨に関する規定により、以後、年金を支払います。

第5条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

年金額分割払特約条項(20) 目次

この特約の内容

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金の分割支払の取扱)
- 第3条 (特約の解約)
- 第4条 (特約の消滅)
- 第5条 (主約款の規定の準用)
- 第6条 (主契約が外国通貨建の場合の特則)
- 第7条 (主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

年金額分割払特約条項(20)

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における年金を分割して支払う取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後において、年金受取人から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

第2条(年金の分割支払の取扱)

1. この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の年金の支払に関する規定にかかわらず、次の各号のいずれかにより年金額を分割して支払います。この場合、会社の定めた利率で計算した利息をつけて支払います。ただし、分割後の年金額が会社の定める金額に満たない場合には、取り扱いません。
 - (1)年金支払日および年金支払日の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)に支払う方法
 - (2)年金支払日および年金支払日の2か月単位の応当日に支払う方法
 - (3)年金支払日および年金支払日の3か月単位の応当日に支払う方法
 - (4)年金支払日および年金支払日の半年単位の応当日に支払う方法
2. 主約款の規定により死亡一時金を支払う場合に被保険者の死亡した日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、一括してこれを年金受取人に支払います。
3. 主約款に定める年金の一括支払の請求があり、かつ、その請求日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、一括してこれを年金受取人に支払います。
4. 第1項第2号の支払方法の場合、年金受取人から特に申出があるときは、分割した年金額を、会社の定めた利率で計算した利息をつけて1か月間据え置くことができます。

第3条(特約の解約)

年金受取人は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、特約の解約は、請求書類を会社が受け付けた日の直後に到来する年金支払開始日の年単位の応当日の年金の支払から効力を生じるものとします。

第4条(特約の消滅)

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第5条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第6条(主契約が外国通貨建の場合の特則)

この特約を外国通貨建の主契約に付加する場合、第2条(年金の分割支払の取扱)の規定により年金額を分割して支払うときは、年金円支払特約があわせて主契約に付加されるものとします。この場合、年金円支払特約の規定により円に換算した金額を分割して支払うものとします。

第7条(主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合の特則)

主契約が介護加算付生存保障重視型年金保険(通貨指定型)の場合は、第2条(年金の分割支払の取扱)第2項の規定中の「年金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

MEMO

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項や必要な保険知識等を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

特に、

- しおりのページ
- ▼ クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について … P. 9
 - ▼ 責任開始期について …………… P.18
 - ▼ 保険金等をお支払いできない場合について …………… P.32
 - ▼ リスクとお客さまにご負担いただく費用について …………… P.35
 - ▼ 解約について …………… P.37

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。
なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせ先

 CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命	カスタマーサービスセンター  0120-60-1221 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)
--	--

ご契約の際には、この「ご契約のしおり・約款」のほか、「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】



クレディ・アグリコル生命保険株式会社
〒105-0021
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎ 0120-60-1221
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>